

(第十三部)

第六回 参議院運輸委員会會議録第十二号

(一六七)

昭和二十四年十一月三十日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○国鉄運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○国鉄輸光ホテル整備法案(衆議院提出)

○道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○通合委員会開会の件

午前十四時四十二分開会

○委員長(横谷順助君) これより會議を開きます。国鉄運賃改正法案の質疑に入ります。

○内村清次君 私質疑に入ります。前に、実は希望意見といたしまして申し上げたいことがあります。これは決して委員長はこの委員会の進行に当りまして非常に関心であられることにつきまして私達も同感であります。通運法案の審議に当りまして、又その以前におきます日本国鉄運賃法の一部を改正する法案の審議に当りまして、実はこの案の重要性を考えまして参議院規則によつて公聴会の要求もいたしたのであります。この点につきまして通運法案に對しまして、公聴会の点も各委員に諮られた上、これは認められなかつたわけでありまして、たゞ、ただ私が今申述べようといいたしますことは、昨日質疑の打切、及び討論に入りますの際における議事進行について、今少しく希望を述べて置きたいことは、昨日私もこの通運法案の重大性に鑑みまして、修正案を提出

したことは、これは昨日皆さん方よく御存知のことである。参議院規則の四十六條には「議案を修正しようとする委員は、予め修正案を委員長に提出しなければならぬ。四十七條には「委員長は、委員会に諮り、質疑又は討論の時間を予め制限することができる。」とかように規定してあるのでありまして、こういう條項から見ても、その修正案に對しまして質疑又は討論をやらせて頂きたい。若しもこれに對するところの質疑及び討論の必要なく採決がある場合におきましても、やはりこれだけのことはして頂きませんか、次に若しも修正案が可決になりまして、その際におきまして、又それに対するところの態度も必要でありまして、その点につきましても委員としての職責を盡さなくちやなりません。議會がただ討論打切りと同時に各委員の意見を聞かれるだけでは、この修正案に對する本當の規定に明示されたいやうな質疑が行われたか、或いは又これに對して討論が行われたかというやうな重要なことができないのであります。この点につきましても御処置につきましても、今後考へて頂きたいというのと、それから四十二條におきましては、「委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができるとかやうに書いてあります。又「委員から発言を求めたときは、その要求の順序によつて、委員長がこれを許可する」というやうになつております。して、いわゆる議題につきましては自由なる質疑が許されてゐるのであります。が、実は昨日の委員長は、もう質疑の点につきましては十分させたから、もう発言の方は許さないというやうなお言葉もあつたやうでありまして、かような状態におきましては、委員の自由な質疑は、これで制限されることとなるわけでありまして、この点につきましても今後の議事進行に當りましての点について御留意をお願いしたいのであります。而も討論が終結になるとして、そうしてその討論の終結になるかならないかということ、実は委員會を本當に民主的に行うといつたしまたなれば、四十八條の規定によりまして、「委員は、質疑終局の動議及び討論終局の動議を提出することができると。」と云うやうになつております。からして、できれば委員長は各委員に對しまして、もう質疑はないものと認めますが、というお語りはしておられるやうでありますけれども、併し昨日のやうにまだ私達も相當質疑はしたかつたやうな状況もありませんから、この点はできれば各委員の方がその空氣を見られて、そうして質疑終局の動議及び討論終局の動議を提出されるというやうな方向に委員會が行きますれば、非常に議事進行も円滑に行くのではないかと存じますからして、この点につきましても、委員長におきましてはかような状態でこの運営がスムーズに行きますやうに取扱われることを希望いたしますのであります。

○委員長(横谷順助君) 委員長としてお答えいたします。まあ委員長としては、極めて公平に質疑に對して各委員の發言を制限したことはありませんし、又私もそういう意思は絶対に持つておりません。そこでまあ打明けて申上げますならば、今内村委員のおつしやる通り、委員の各位から質疑打切りの動議が出て、委員長からこれを採決すべき筈でありましたが、まあ大体に於いてその質疑は殆んど終了したといふやうな委員長の見解から、ちよつと委員長が二役をやつたやうな形になつて誠に相済みません。今後におきましてはできるだけ一つ只今の内村君のお話のように、質疑についても十分盡しますし、又委員各位の發言に對してもできるだけ尊重してやろうと考えております。

それから先日修正意見に對する案が出ましたが、その場合において内村君が修正意見を討論において大体に盡されたことであるから、それで更に又この修正意見をお述べになるというところが、二重になるじやないかという意味におきまして、修正に對する委員の賛否を問うた次第であります。その点はどうぞ懸しからず御了承下さい。今後におきましては今申上げましたやうに、あらゆる法案に對する審議は十分に盡したい。この方針を以て行きたいと考えます。

○國田清太郎君 國鉄の運賃値上げに對しまして、よく世間から言われるのであります。どうも國鉄は赤字が出ると直ぐ運賃値上げでそれをカバーする、國鉄自体の努力は足らんのだやないかといふやうなことをしばしば聞くのであります。昨日の公聴会でも中小企業の方の代表の方からも、我々は非常に合理化に努力してゐるが、どうも鐵道の方の努力が足らんやうな意味の發言があつたやうに聞いたのです。私は國鉄自体で相當の努力をなす方面に努力しておられるといふことを知つておるのであります。世間ではどうもこの点を誤解しておられるといふが、十分分つておらんやうな気がする。國鉄として、こういう点に對して努力しておる。こういう節約もやつておる、ああいうこともやつておるといふやうなことが、若し数字的に説明を承れば結構だと思ひます。

○政府委員(足利國之助君) 國有鐵道が企業でございます以上、経営を合理化いたしまして、その財政を健全化して、收支の均衡を図る。そういうことは當然申すまでもないことであります。絶えずその線に關つては努力をいたしておるのでございますが、特にこの運賃の値上げといふやうな問題があります。その問題が尙大きな問題としてとり上げられる点であります。その点につきましては十分に努力をいたしておりますことを、この運賃値上げの問題が論議されるに先立つて当然我々といひまして、その内容を承知して頂く必要があると思ひます。只今の質問に對しましては、そうした点についてできるだけよく知つて

来と養えまして、一般競争入札契約。
長から鐵路御説明申上げました数字に
の数量の減少を見ようという大体の
若本給の計算が非常に地域配分にいた
いまして、合理化という点について

は、基本的に申しますれば先づ二割以上
上の圧縮を予算的に受けた上に、更に
先程申上げましたような、四十億乃至
五十億というような実質上の節減を加
えておる。又工事とか物品購入等につ
きましては、公開入札制を布いており
まして、些かも一厘でも安く、一文で
も安く、そうして手に入れる方法を講
じております。これらは公開入札の制
度も年度半ばから実施いたしましたの
で確実な見込は立っておりますが、
大体約物品と工事におきまして、本年
度におきましては十五、六億程度の節
約はできるかと、かように考えておる
次第であります。

○飯田橋本署 只今の御説明で大要
了解いたしました。先般国営自動車
の拂下げ問題が起りましたから、非常
に自動車区に勤務しておる連中に刺激
を與えた。拂下げ反対の問題で経営に
ついては非常に現場の方で努力された
ように聞いておりますが、その結果収
支が非常に改善されて、今まで赤字経
営の所が大部分よくなったというよう
な事も聞くのでありますが、誠に結構な
ことだと思ふのでありますが、従業員
の努力熱意によつて、相当この例から
見ましても改善の余地があるように思
ふのであります。来年度の予算も大体
見通しが付いておるようでありませ
うが、来年度に対して何か経費を節減し
得る特段の御計画があるならばお伺い
したいと思ひます。

○政府委員(足利正之) 来年度につ
きまして特に採り上げまして申し上げ
る点はないと思ふのでありますが、只
今御説明を申し上げました線を更に押
し進めて行きまして、尙細い点につ
きまして更に工夫検討を重ねて行きたい
と思ひます。

と、こういうことに盡きると思ふので
あります。御承知のように、非常に全
国に亘る大なる、且つ多数の人員を擁
する組織でございますから、各現場現
場それ／＼箇所の一つ／＼の地味な
努力の集積が、或いは全体の緻密な、
而も非常に地味な計画が少しづつ実現
されて大きな結果を招来すると思ふの
であります。只今御説明申し上げま
したような方向に更に一歩進めて参
る、大体こういうふうな考えられると
思ふのであります。更に来年度とい
うたしましては、約八千人を予定いたし
ておるのではありませんが、欠員の補充を
いたして参る、こういう点が、現在予
算をいろいろ折衝いたしておるので、
ありますが、その一つとして考えられ
ております。

○飯田橋本署 来年度予算の繰送の
原価といふものが、いろいろのは多少
いじつておられるのですか、本年度と
同じ原価で行うというのですか。
○政府委員(石井昭正) 繰送原価に
つきましては、お手許に差上げてござ
います。表の十四表にございます。大
体本年度の見込みから申しますと、
と、旅客の方は一人キロ当り本年度が
六十三銭になつております。それが来
年度の見込みは六十八銭六厘、又貨物
の方は一トンキロ当り本年度が二四
三銭九厘、それが来年度は二四三六
銭五厘という見込みであります。この
見込みは只今関係方面と折衝しており
ます。予算の数字によつて一応推計した
わけでございます。多少上つておりま
するが、この原因は主として本年度に
おきます鋼材等の値上りが途中から響
いて参つたのであります。来年度は
全部縮小という点もございます。その

外に減価償却費が本年度におきまして
は概ね概略しか見ておりません。来年
度は相当工事用の財源といたしまし
て、多額の減価償却費を現在予定して
おりますので、その結果として原価と
いたしましてはこの程度の増加を生じ
て参つたと思ふのであります。根本的
な人件費のベース、或いは物件費の中
の大宗を占めております石炭費とい
うものにつきましては、殆んど本年度と
同じ数量によつて計算をいたしており
ます。

○委員(横谷嘉助) 大体何です
か、貨物運賃を八割上げるとして、御
承知のように現在のところではつまり
原価に比較して、四十八ですか、明
年度八割上げるとして原価に比較して
何%になるという数字が出ておりま
すか。

○政府委員(石井昭正) 大体八、八
%くらいです。
○委員(横谷嘉助) そりすると十
二%というものが、政策運賃、それは
外の方で償うというわけですか。
○政府委員(石井昭正) その点で
ございまして、例えは旅客と貨物と
の振りが、戦前でもそうだったので
ございまして、大体貨物の方は或る程
度儲けを低目に考へるといふ考へ方、
こういう考へ方も戦前の日本の国鉄の
一つの特長性であつたのでございま
す。今度の場合も例えは減価償却、工
事用の財源とか、或いは間接費の中
の或る部分などは、全部旅客運賃の方
でよつて賄つてもいいのじやないかと
いうような考へ方をすれば、貨物も八
割上げれば大体に原価も償つて行ける
のじやないかと思ひます。要するに只

今計算いたしましたあらゆる諸経費
を、全然均等にかけましてそういう恰
好になるのであります。日本の鉄道の
沿革実績から見ましても、この程度の
旅客貨物の差があつて然るべきであ
る、大体運賃収入全体に對します割合
を見ますと、丁度今度八割値上げいた
しますと、旅客が五五%になりまして、
また昭和十一年頃の数字とほぼ同様
なる。そういう点から考へて原価計
算の上から申しますと、八八%とい
うことになりまして、一応一二%だけ
はどうしても上げなきゃならぬのだとい
うふうにも考へられないじやないかと
いうような感じを持つておるのでござ
います。

○委員(横谷嘉助) 外に御質疑は
ありませんか。
○内村清次郎 この貨物運賃の値上で
当局の方では三%の利用減だ、こう
認めておられますが、昨日あたりのト
ラック協会からの話を聞いてみると、
三百五十万トンくらいの増送を見込ま
れておるといふようなことで、短距離
輸送の方は運率向上をトラック協会の
方では希望を持たれておつたようであ
りまして、この三%の利用減というも
のは、勿論経済界の変動でいろいろ違
つて参る予想ですが、当局といたしま
してはこれを低目に見積つたのである
か、或いは想定といたしまして高目に
見積られたのであるか、その点一つ。
○政府委員(石井昭正) 貨物運賃の
改正による増送量の三%減少と申しま
すのは、これは今低目だ高目だとお話
ございしますが、御承知のように海運
の方につきましては、或る程度大量貨
物につきましては、資料もございま
す。それが、トラックにつきましては

具体的な資料がございします。従いま
してどの程度正確にトラックに転化す
るかという推定は甚だ遺憾ながら私
の方といたしまして申上げ難いので
ございします。併しながら一体どのくら
い転化するだろうかという見込みもな
しに計算を立てるわけには参りません
ので、現在我々の持つております資料
で検討いたしました結果、大体三%程
度というののは過大見積りでもなく且
つ、過小見積りでもない。これが大体
正確な数字であらう。かように考へて
おる次第でございします。

○委員(横谷嘉助) 海運の方の人
を呼びますか……
○内村清次郎 どうぞ。それから今年
度の補正予算におきまして、三十億入
れてあるのであつて、結局鉄道の赤字
は一応カバーをする。この運賃上げ
でカバーするといふような見込みで、
来年度におきましては相当黒字的な予
想であります。それが、そういうよう
な即ち急激に率を向上して、急激に
独立採算制の方に持つて行こうとい
うような考へ方、これはどういふ点か
ら来ておるのでしようか。これが政府
の結局政策から来ておるのですかと
うです。

○政府委員(足利正之) それは国全
体の政策から来ておると、こういう
うに簡単に申上げられるかと思ひま
す。
○内村清次郎 今の鉄道の方では見
資金の方から約二十六億くらい又貸
附があつたようですね。今日の新聞で
……、それについて……
○政府委員(石井昭正) 只今のお尋
ねはこういうことでございします。本年
の工事予算の財源として見返資金から

具体的な資料がございします。従いま
してどの程度正確にトラックに転化す
るかという推定は甚だ遺憾ながら私
の方といたしまして申上げ難いので
ございします。併しながら一体どのくら
い転化するだろうかという見込みもな
しに計算を立てるわけには参りません
ので、現在我々の持つております資料
で検討いたしました結果、大体三%程
度というののは過大見積りでもなく且
つ、過小見積りでもない。これが大体
正確な数字であらう。かように考へて
おる次第でございします。

○委員(横谷嘉助) 海運の方の人
を呼びますか……
○内村清次郎 どうぞ。それから今年
度の補正予算におきまして、三十億入
れてあるのであつて、結局鉄道の赤字
は一応カバーをする。この運賃上げ
でカバーするといふような見込みで、
来年度におきましては相当黒字的な予
想であります。それが、そういうよう
な即ち急激に率を向上して、急激に
独立採算制の方に持つて行こうとい
うような考へ方、これはどういふ点か
ら来ておるのでしようか。これが政府
の結局政策から来ておるのですかと
うです。

百五十億圓受入れをすることを大體予定してあるのであります。それを月割りといたしまして、毎月許可をとつておるのであります。それを今日の新聞に出ておるのは、本年度の分が予算に盛つております分の貸附の確保を必要とする分でございます。

○内村清次郎 ああ、そうですか。そうしますとですね。暫大鉄道の、即ち復興及び建設事業に対しても、見返資金財源の充当で暫大復興の点も考えておる。日本の将来、復興を考えておるといふことが一つ、それから一つはやるべき、例えば電化工事あたりの点につきましても、これは質問の中に一つ取つて置いて下さい。電化工事の状況、又その見通しにつきましても質問の中に入れて置いて貰いたいと思ひます。そういうような建設面にかかる点を見返資金の中から求めておられるというふうな考え方ですね。こういうふうな考え方から考えて見ても、やはりこの運賃政策というものは、相当物価にも関係するのだというところに重点を置いて考えて行かれておるのであるか、先程足羽政府委員から得たような、いろいろとにかく鉄道の方は独立採算制でやつて、できれば、それから黒字を出して、そうしてその黒字の消化によつて總ての合理化、又乗客サービスをやつて行こう。或いは又建設面に振り向けて行こうかというお考えか。そういうような考え方を……。この点が確かに影響する点が大いと思ひますから、一つお尋ねいたしておきます。

○政府委員(足羽閣下) 従来建設改良というふうに申しておりましたけれども、工事勘定に属するものにつきましても、これを全部自己資金で賄うという考え方は、必ずしも宜く必要はないのであります。或いは自己資金で賄う部分と、それから外部からの借入れによつて賄う部分とが内容によつて違ふのであります。相当程度に調和を保つて行わなければならない。こういうふうな考え方をしております。今年度は工事勘定の財源は大體見返資金によつて賄つた。他に設備費の引当金として、約十三億ばかりの工事の金を計上いたしておるのであります。が来年度の予算におきましては、以上申し上げましたような点について御説明申し上げます。まだ交渉中でありまして、まだ確定もいたしておりませんが、約百五十億の設備費引当金というものが工事勘定の財源として一応考えられる、それ以外に剰余金が約四十九億發生するという予算の考え方になつておりますが、それも工事勘定の財源といたし、尙その以外に見返資金から借入れまして、そうして工事勘定のやはり財源にいたすように目下いろいろ折衝中でございます。

○内村清次郎 鉄道もこの黒字、即ち貨物運賃の値上によるところの経理面の幅と、それから来年度におきましての相当の黒字を見込んで旅客運賃の、即ち貨率の引下げや又その他の問題について、いわゆる定期券の割引の引下げ、こういう点を考えて、それについても申しておられたようですが、どうも発表は、予算委員会で総理大臣が発表したのは間違ひだというふうなお考えをいつも言われるのですが、一つ明確にして置きたいと思ひますが、どういふふうな構想を持っておられるので

すか。

○政府委員(足羽閣下) 旅客運賃の値下の問題につきましては、今まで経過を御説明申し上げましたように、運輸審議会の答申がございまして、九割運賃を上げて、そしてその中で約三十億ばかりの財源を以て旅客運賃の調整をしたらよろうか。こういう運輸審議会の答申があつたのであります。内容的に申しますと、一二等運賃の引下げのところは三等の三倍、六倍になつておるのですが、これを二倍四倍と一応改正したいと、こういうまあ考え方でありまして、それから遠距離の運賃を制を取つておつたのであります。これを四地帯制にして、遠距離に対する運賃を増して行く、こういう考え方でありまして、それから尙定期乗車券に對して、現在の一ヶ月定期の率の三ヶ月六ヶ月の定期乗車券を設けて、それぞれ一ヶ月定期乗車券の率の一割及び一割五分引にする、こういう大體の考え方であつたのであります。併しそれは九割上がるということに見合つての考え方でありまして、それが八割になつたものでありますから、八割値上げになりますと、財源の点でどうしてもそういう方策が取れない。そこで近い将来に通行税の改正があることと我々は期待しておりますが、その通行税の改正がありましてそれに合合して今申しました運輸審議会の旅客運賃の運賃にしたらよろうか。こういう線に關つて考えて行きたいと、こういうふうな考え方である次第であります。

○内村清次郎 そうしますと前提は通行税の改正を前提とされるのであつて、大體この旅客運賃の運賃問題につきましても、これは見通しとしては大體いつ頃かからられる計画ですか。

○政府委員(足羽閣下) それは来年度からになると思ひます。次の議会上に税法の改正が出ると思ひますので、それを大體来年度から実施できるようにするものと考えております。いずれ又この通常議会上にその点の運賃法の改正として御審議を願うような経過になるのではないかと考えております。

○内村清次郎 それでは海運の問題についてちよつと、これは日本石炭協会からの陳情の点ですが、一体こういうふうな即ち状態になるかということをお尋ねするわけですが、この船舶運賃が存続して運賃統制をやつておる。そこで九月十五日から実施されますところの航路別運賃、これは室蘭から川崎間の運賃として四百二十円になると思ふ。で現行を八百六十円に改訂するのと丁度これが九四%に値上げになる。それから小樽・川崎間の航路別運賃が四百八十円を千七百円に改訂する。そうすると一三%の値上げになる。こ

ゆる工事勘定に属するものにつきまし

いうふうな構想を持つておられるので

行税の改正を前提とされるのであつ

とは若干の食い違いがあるようであり

えておるのが正常化しておるといふよ

うなお考え方ですか。

○政府委員(堀本義久二番) 陳情の御趣旨は、そういふことでございませうけれども、運輸省といつたしましては、運賃というものが原価を中心として考へるという趣向から行くと、自然そういふ傾向になつて来ると、こういうふうな考へておられます。

○委員(長瀬義典助三) その点は私も一言申し上げて置きますが、船舶の運賃が将来自由になつたらこれは別問題であります。現在のところでは小母がつまり空知方面の炭礦を中心とする大な積込の設備をしてゐる。然るに航路別の運賃となると、室蘭と京浜間が一ト四三百四十円、それから小樽となつて一ト四百九十円、留置となつて五百円、釧路五百二十円、こういうことになると、折角大な設備をしたにも拘わらず違ふと、こういう結果になる。そこで現在のつまり運賃の組織をやつておる間は、どうもそういう區別を付けるというところについては、折角そこで大な設備があるにも拘わらず甚だ不都合だと、こういう陳情なんです。

○内村清次君 そうです。
○村上義一君 一昨日もちよつとお尋ねしましたのですが、向一、二伺つて置きたいと思つたのですが、前刻も内村議員からお尋ねが出たんですが、大体利用減が三割というお見込みのようでありませう。この内容でせう。若しできるなら、ここでお分りになつておられますから海運の方へだけ転移する。又自動車にだけ転移するか。値上げによる減少。昨日もいろ／＼と業者の御意見によれば、数種類の企業は到底経営は持続することができないと、

こういうふうな経済的立地條件に恵まれておらん状態に置かれておる一部の工場とか、或いは山林といふものは事業を営むことができないといふような御意見があつたのであります。まあこれが真実なりとせば多少その方面では減少すると思つた。とにかくこの転移が自動車及び海運別にして、そのトシ数と、又そういうものの平均輸送キロをどうなるかに観察しておられるか伺いたいと思ひます。

○政府委員(石井昭正君) 海運へどれ程転化するか、又自動車にどれ程転化するか、具体的な数量を示せといふお話でございませうが、大体私共も海運への転化につきましては石炭、鉄鋼及び鋼製品、これらのものが九州、本州間におきましては、大体現在陸送によつておると認められております。近畿、関西、中京向けの輸送量の半分は、まあ鋼製品等につきまして、鉄鋼等につきましては、或いは関東方面向けまでも入れて、場合によつては八十％くらい出ているのではなからうか、かように考へております。北海道と本州の間におきましては、これは石炭につきましては、殆んど全部が現在いわれる関東或いは東北方面に参つております。石炭の全部、コークスも同様でございますが、コークスは八十％近く転移するのではないかと、それから本州と九州相互間、或いは北海道相互間の只今申上げました主として海陸輸送の対象となつておる貨物運賃も少し細かな品目を見ますと、原木であるとか、或いはセメントであるとか、魚介類、薬加工品、或いは種馬鈴薯といふようなものが、これも大体まあ月間三万トシ程度の転移になる、かような考

え方をいたしておるのでございませうが、そういうようなものを通計いたしまして考へますと、大体海運におきましては現在運んでおりますものの転移も考へて、月二十万トシ前後になりはしないかと、かように考へております。海運の方のお調べによりまして、月三十万トシ程度の見込の転移数量があるといふようなお話でございませうが、これは国鉄の事業用炭が全部、現在陸送になつておりますので、この点に對しまして今後どういふ輸送方法を探るかによつて、多少数字も變つて来るかと思つております。この点を當初予定いたしておりましたところの転化数量からは別に私共は考へておる次第であります。

自動車につきましては、これは大体現在五十キロ程度の貨物が石炭を除きますと、国鉄全体の貨物の十六％程度出るのであります。同じ五十キロ程度の貨物にいたしましては、相当大量の一時に出るものについては、相当貨物輸送の増進によるべきものもございませう。またそれ以外の貨物につきましては、例えば引越荷物のようなものも考へますと、これは相当長距離を走りまして、トラック輸送の方が有利であります。かように貨物の種類につきまして、いろ／＼差異がございませうが、それからトラック輸送につきましても、東京或いは名古屋大阪等の大都市附近のトラック輸送力はそれ以外のトラック輸送力とは違つたのでございまして、そういう関東地区、近畿地区といふようなところの貨物のトラックに對するところの転化と、他の地区におきましては、距離において、これ相當の違ひはございませうので、これ

について品目別に詳細なことはできませんでございませうが、大体現在国鉄によつて輸送されております五十キロ未満の貨物は、国鉄の發送トシ数の大体約一割くらいではないかと考へておられます。従ひましてそういうトラックの対象となり得るものは、月間百万トシくらいが、そういう地区的な要素を考へまして全体の数字の中から見ますと、そういうふうになりはしないかと、そうしますと大体今回の運賃改正によりまして、先ずその二〇％これは全体といたしましては、先ずその二〇％に相當の増進が起つておるから、先ず今度の改正において二割が転化されるという考へ方からいたしますと、月二十万トシ程度、そういうようなことから考へますと、大体年間におきまして、四五百万程度の輸送量の減少になるのであります。大体来年度の輸送量を一億二千万トシのベースにおいて考へますと、三割の減少は彼此四百萬トシに該當するわけでございます。従つてそのうち約半分が貨物、海運、半分がトラックといふような転化の模様ではないかという推定でございませう。併しなからこれは生産の増加といふことを考へておらない考へ方でございます。この生産増加に對します分が相當考へなければならぬ。現在、今年度におきましてはいろ／＼のいわゆるドッジライン、均衡予算の關係上、一応生産の停滞といふようなことで、有効需用の減少なども見られるのであります。私共は日本の経済が、かような下降のまゝに進んで行くと考へないものでございませう。併し又突際の問題といたしましては、本年度の末期に至りましては貨物の輸送の需要

なども上半期と違つて強弱を見せております。逐次日本経済の建直りと共に、生産の増加も期待されるように考へられるわけでございます。従つてその増加に對する分などを考慮に入れますと、大体五割、六割くらいの減少といふ言ひ方ができるかと思つております。而し予算に組みましたのは、現在から三割といふような意味で組んで、只今申上げましたような大體推定の裏付けができておるのでございませう。従つていろ／＼の一般から御意見は、そういう点も別にいたしまして、予算に組まれた数字の基礎でなく、大凡その御見当で三百万とか、四百万とかいふお話があるのじやないかと思つております。この点予算に見積りした減少率と、實際の転化率といふものは多少違つても差支えないのだといふことは御了承願へるのではないかとと思つてあります。

○早川一君 前回旅客運賃の改正が国会に提案されて実施されたのでありますが、當時貨物は留置で旅客運賃だけを値上げするといふことで、いろいろ議論があつたのであります。その際旅客運賃値上げの結果、当局の見込では約五割の利用減といふような計算であつたと記憶しておりますが、その後の旅客運賃の収入状況は大体どういふような傾向を取つておりますか。

○政府委員(石井昭正君) 御手許に盤上げてございませう。資料で、大体旅客運賃の収入は、本予算に對しまして只今の見込は八十七億足らないと、かような数字になつておるのであります。これはどうしてさうな結果を生じたかといふことでございませうが、交付予算のときに計算いたしました数字はこ

これは只今御話がございましたが、一〇%の利用減を生んだのでございます。一〇%の利用減を見込みましたにも拘わらず、まだかような収入の減少を来したということでございますが、これは一つ大きな原因は、非常に一人当りの乗車量が減少したということが大きな原因ではないかと思ひます。

それから一つは、運賃改正後、丁度いろ／＼実施されました今年度の企業合理化が徹底されて参りました結果、一時旺盛であつたものが停滞した影響が、特に遠距離旅客に顯著に現われて参つたのではないかと思ひます。と、三%では行かないのではなからうか、その点はどうか、御見解ですか。

○政府委員(石井昭正君) 先程御説明申上げましたように、これはつまり本年度の輸送量を基礎にいたしましたとして考へたときに三%ということでございます。と、實際があるべき輸送量から見ますと、或いは五%なり六%というやうな数字になるのではないかと思ひます。その辺のところは、予算を作り出したために、予算上三%という見方をいたしましたために、御納得が頂けない点があるかと思ひます。これは年度の貨物輸送量を、生産指数或いはエネルギー指数等から計算いたしました。又輸送キロの点は、お言葉のように逐次戦前の平常の状態に反るといふ考え方で、将来に亘りまして一トンの輸送キロは通過して行くといふ両方の観点から計算いたしました数字は、一億三千六百万トン乃至九百万トンの数字になるかと思ひます。と、何下それに準じて大体實際に即し

す。そういうやうな観点から考へますと、確かに三%以上の減少だといふことが言えるかと思ひます。と、併し予算数字といたしましては、現行の数量を基礎にいたしました三%減るんだ、こういう計算をいたしましたわけでございます。

○委員(板谷助助君) 早川君、御発言中でありましたが、通運事業法案が十二時までに本議場に入つて呉れということでありまして、暫時休憩をいたしました。午後一時から再開いたします。

○委員(板谷助助君) これより引続き會議を開きます。

○委員(板谷助助君) 先づ國境観光ホテル法案につきまして、これは議院提出でありますので、衆議院の観光委員長の栗山さんから一応、一つ御説明を願ひます。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 御指名により委員各位のお許しを得まして、提出責任者であります衆議院の観光事業方策樹立特別委員会の委員長といたしまして、かいつまんだ経過、及び只今委員長から審議の議題に供されました、國際観光ホテル整備法案の、立案の趣旨につきまして御説明をさせていただきます。

衆議院の観光特別委員会は、五月にできました観光事業を振興するためには、いかやうなる條件、要綱によりこれを調査し立案し、企画したらばよろうかといふ調査要綱なるものを作り、逐次調査を増して調べたのであります。観光事業に關係のある、各行政

機關から資料の提出を求めましたところ、主としてそれは運輸省、及び運輸省に關係の深い全日本観光連盟、それから交通公社、ホテル協会、観光旅館連盟等から大部分の資料が出て参りましたので、私共の委員会としては調査、及び立案に大変な便宜を得たわけでございます。

それを申上げますのは皆様におかせられまして、更に掘り下げての資料をお求めの際には私共の所持しております資料は、殆んど全部運輸省にありまして、これを申上げて置きますことが、御審議上御便利だと存じまして申上げる次第でございます。

只今申上げましたように、全般に亘つて調査を進めてみましたところ、皆様に御案内と存じますが、このホテル、總稱して外客宿泊施設、この点が再発足の段階にありまして我が國の國際観光事業としての、最大隘路であるといふことに突き当たつたのでございまして、それではともかくにもホテルから地に足がつくやうにして行こう。ホテルを振興して行き、逐次外客のものを取り上げて参議院の方々と協力して振興を図らうといふことで、この國際観光ホテル整備法案として纏めましたものを取り上げたわけでございます。が、御案内の通り観光事業は國際收支の均衡を図ります上重大なる仕事であります。が、それだけに各國が競うてこの事業の振興を図つております關係上、我が國の現在の設備を以てしては、到底いかなる國際競争に伍して進んで行くことができませんので、先づ或る程度まで理想的に参りませんといたしまして、或る程度まで宿泊施設の標準を上げて行かなければならぬ。

今のままでは日本に來訪しました多くの入道の所感もございまして、これでは再び来る氣がしない。又友人知己に日本に觀光を勧める氣がしないといふのが多くの人の述懐でありますので、或る程度まで標準、基準を上げて行くということが一つ、それから現在には自由営業しておりますホテルといふのは十ぐらゐり全国にございまして、收容人員数から行きますと六百名程度でありますから、第二点はもつと宿泊キヤパシティを増さなければならぬ。この二つでございますので、基準といたしましては、恐らく御手許に法案がございまして存じますけれども、別表第一に掲げることができるとき基準を、可成り方々の意見を汲んで一応設けたのでございまして。

それからホテルだけでは外客の宿泊施設としてなからう間に合つ程度までには早急には行かないといふ現実の要請に鑑みまして、別表第三に掲げますごとく、日本旅館中環境よく、場所がよく比較的優秀なものを外人向けに改装することを奨励する意味において別表第三に掲げました日本旅館の改装に際しての基準を掲げましたのでござい

す。かような基準に達するホテル若しくは日本旅館は現在のところ極めて少くないのであります。これを多からしめるということが、本法案の目的とするところでございます。かような基準に達するものが現在あれば、これは現在自由意志により登録することができるといふ定めにして、登録をいたしましたならば、日本旅館、それからホテル及び第二の日本旅館共に助成をしよう、又かような基準に合うものを新設する場合には、更に助成の度を高め

も、更に人キロの減り方の方が多いと

トンの数字になるかと思ふのでありま

して、観光事業に關係のある、各行政

の標準を上げて行かなければならん。

設する場合には、更に助成の度を高め

ようということでございます。助成の方途といたしましては、既存のものでこの基準に達するものにつきましては、第八條に盛つてありますように、耐用年数を若干現在よりも短縮することによつて幾分の助成を期する。既存のものでこの基準に達するものを受ける助成方法というものは、第八條にござい

ます。耐用年数を新たな限度に改めることによつて若干生ずる利益と申します。恩恵と申しますかあるわけであり

ます。耐用年数につきましては別表第二を御参照下さい。であります。この表などにつきまして、どこをどう間違つたか、司令部の某々方面あたりには、一番しまいにしておる五年といふだけ報告して、特にこの法案について悪い印象を流布しておるやうなものがあります。遺憾を昨日休

したものであります。鉄筋コンクリートの建物も現在は査定八十年となつておられます。四十一年に於て、以下それに準じて現行制度よりも若干短縮したて行きます。このこととありますが、それは法人税の軽減という結果にはなりますが、現在この問題としては米國あたりにおきまして、鉄筋コンクリートのホテル用の建物の耐用年数は査定三十二年であります。ニュー

ヨークあたりのあの頑固な岩の上に建られたものでございさうなものであります。地に、地盤固くあり、日本建物の、殊に陳腐化の速度の早いホテル用の建物が八十年といふことは、まださうした建物に経験のなかつた時代に定められた制度をそのまま現在も踏襲しておるのであります。私共はいろいろた建物に实地調査をしまして、四十一年といふやうに抑えたわけでありま

す。何下それに準じて大体實際に即した年数をそこに挙げたつもりでございます。新たに建てられましたものにつ

きましては、建築が終了した年から五ヶ年間家屋税及び同附加税を半分にするとしようといふ点を探つたのでござい

ます。この点につきまして、一番問題が衆議院の審議中にもあつたのであります。申し遅れましたが、衆議院で立案をいたしました当初要綱を作りましたのは、三ヶ月以上前のことであります。要綱ができることにこれを開放して、どなたにでも御批評を下さるやうに、又御意見を開陳する機会を絶えず開放的に開いておつたのみならず、業者の方と關係者の代表、役所の方々が審議中、いつでも御出席になつて御意見を開陳なさるやうに取計つたものであり

まして、縦から横から各方面の批判の加わつておることを申し添えて置きたいと存じます。さうな機会におきましても家屋税が問題になつたことがございします。殊に家屋税の減額について問題になりましたのは大蔵委員会であり、その根元は大蔵省にあつたと存じますが、私共の眼前に展開された御意見は大蔵委員会からでありましたが、かようなことがあつたものでありますから、衆議院の中におきましては、大蔵、地方行政、厚生、運輸、通商まで加つて、未だ例を見ない五つの常任委員会と当該委員会との通合審査会を開いて、十分なる議論を展開して貰つたわけでありまして、その際議論されましたことは、只今御説明申上げておりま

す。家屋税の減額について、特に民間の注意を惹きました点は、これを実施することによつて課税の公正を害する懸念はないかといふ点であります。つまり在來の業者に対しては家屋税の減額という恩恵はない。新たにできたものだけであるので、同じ宿泊施設を築する者でも、一つは税の軽減がある、他は全くないといふこと、これは税の公共の原則に反するではないかといふ御議論でありました。私共傾聴いたしましたのであります。調査をいたしますといふと、國が必要と認める産業の助成上、税の軽減をいたしております場合は沢山あるものであります。それも長所になりまして、又國策を振興いたします上に、國が必要と認めた場合には、税によつて助成をいたしておる例も沢山あります。それから操業早々であつて、租税力が稀薄であるものをこれは助成しなければならぬといふので、減税をしておる例もありますので、只今申上げましたこの点につきましても、当該委員会としてはこれでよろしいのだといふ結論に達しております。今一つの家屋税に対する見解、議論は、地方財政をこれによつて圧迫するのではないかといふ論点でございます。併し本法案の定むるところは、家屋税を五ヶ年間半減する対象は新規にこの標準によつてやられるホテルだけでありまして、現在あるものから徴収されておる家屋税には増減はないのであります。そのこの地元にプラスになつた建物に對して課けられる家屋税について、五ヶ年といふ限定をおいての減税でありますから、現在地方で收納しておる家屋税には増減がないといふ点から圧迫にはならぬ、のみならずたとえ半分の減額になつても、五年後には全部取

れるといふことで、家屋税収入という観点から申せば、プラスにこそなれ、減額にはならぬから、圧迫といふ論は成り立たぬといふことで、その点は解決を見た次第でございまして、序でながら申しますが、この税の減額によつて助成をするこの善し悪しについて、これは日本側から特に注意を喚起したものと想像される節において、關係方面の御意見が大分あるやうであります。私共は敢てこれを採択いたしましたゆゑのものは、助成をいたしますと、助成の方法として取り得るものは補助金を支給するか、税の減免によつて、この二つを國としてはないのでございまして、補助金によりましては、御案内の通り現在幣費が百出しておられますので、この補助金の制度を、新たに作られる法案に採用すること

は、關係いたしました委員の、誰一人として賛成するところとはならなかつたのであります。補助金の弊害については皆さん知悉されておられますから、ここに惜まれ口は利きませんので、さういふことも、さういふわけでは、私共は補助金をやめて、僅かではありますけれども、ここに減税の方途による助成を考えたわけでございます。大したことでないのじやないかといふ御議論もございました。併し日本が國策上、國として、たとえ僅かであつてもこういう具体的な事項を挙げてお客様の宿泊施設を助成するのだといふこと、海外に與える影響は大きいと存ずるのであります。一般の海外の人たちには、直接には響きませんけれども、船も、飛行機会社にもいたしまして、船会社にいたしまして、トーマス・クックにいたしまして、日本が外客誘

致について何をやるかといふことについて注目をいたしておりますので、これは対外的に政治的な意味を多分に有効に含むと考え、その辺にもこの立法の効用とでも申すべきものを私共は考えたわけでございます。

審議申しは、衆議院の關係の方々と非公式に内審査をいたし得ましたところと私共の誠に幸いと存じているところでありまして、かように、各派御協同して下調べのできましたことは、新しい角度からの立法としていろいろ御意見はあるにいたしまして、今申上げましたやうな趣旨、又方法によつて、外客誘致上一番の隘路である宿泊施設の拡充ができますならば、因際觀光事業の振興上、具体的な措置として大なる効めがあるかと存じている次第でございます。その他の規定は、當然なければならぬ規定ではございますが、骨子は只今申上げましたやうなところにあることを御了承賜りたく存じます。

尙冒頭に申し上げましたように、運輸省及び運輸省の關係外邦団体に資料は十分ございしますから、必要の場合には私共にお申し下さるなり、そちらの方面に直接御下命あらんことを申添えますと共に、立案に際しまして、衆議院の法制局、政務第三部長以下係りの人が非常な協力をし、又創意を加えて下さいましたので、立法技術上の点に關しまして御質問等がございしましたならば、第三部長以下にお話しを願いたく存じます。さうな次第でございしますので、衆議院の觀光特別委員会提出法案としてこちらとも内々の協同内審査はいたしておりますけれども、何とぞよろしく御審議賜りまして、私共

の修正を及ぼされ、本案の成立に
お力添え賜りたくお願い申し上げます。

○委員(板谷勸助君) 本委員会とい
たしましては、一応提案の理由は承つ
て置きます。衆議院の議案提出であり
ますから、いずれ本案の審議に入つた
際には、重ねて又御出席を要求する
かも知れませんから、予め御承知置きを
願つて置きたい、又通産委員長からも
申出でありますがこれはその際一
つお話願ふことに御承知を願つて置
きます。

○衆議院議員(栗山長次郎君) 失礼い
たしました。

○委員(板谷勸助君) 只今運賃改正
法案の審議中でありますけれども、
村上君より運輸大臣、本多國務大臣両
君の同時の出席を要求されております
るので、恐らくこれは道路運送法案に
関する問題かと思われましますけれども、
この中間に村上君の発言を許してよろ
しゅうございませうか。

○委員(板谷勸助君) それではどう
ぞ。

○村上君(一書) 本法案は極めて簡單な
ものであります。併し内容はすこ
ぶる重大であつて、且複雑怪奇といつ
ても過言ではないような内容を持つて
おるようであるのであります。道監
事務所は運輸省設置法案によりまして
八月一日に廃止されまして、全国に九
つの陸運局を設けると同時に、十七府
県に陸運局の分室を設置せられたので
ございませうが、然るに政府は政令なり
省令という政府限りでやり得るものを
以て十月三十一日限り三月間で分室を
廃止して、本月の一日から各府県に知

事直轄の陸運事務所という、まあ府県
の外の機関を設けられたのでござ
いませう。元來地方自治強化の見地か
ら、中央の川先機関を地方に移すとい
う政府の御方針は、原則としてこれを
是認するべきものであると思つてあり
ます。即ち川先機関の行政事務が国
家事務に非ずして、地方事務の性質を
有する場合に許すべきものであると思
ふのであります。私は本多國務大臣
にお伺いしたいのであります。が、交
通行政は地方事務の性質のものとお考
えになつておるのであるか、或いは又
国として総合行政をなすべき性質のも
のとお考えになつておりますか。先ず
その点をお伺いしたいと思つてあり
ます。

○國務大臣(本多市郎君) 専門的な点
につきましては詳しくは私は分りませ
んけれども、道監の、地方に事務を委
譲いたしましたのは、あの道監で処理
しておりました程度の交通行政に關する
事務は、地方にこれを委譲してよから
うということとで委譲しただけでありま
して、国全体の交通行政等を地方に委
譲してしまふとか、地方にやらした方
が適當であるとかいうようなことに
ついては只今考えておらないのであり
ます。

○村上君(一書) 只今誠に婉曲な御説明
であつて、ちよつと捕捉に困難なので
あります。この自動車交通といふもの
は、とにかく一府県で總べての問題
を解決するといふものでないことはも
う申上げるまでもありませんが、交通
には従つて公益性を、広い区域が不可
分の關係に本質として持つておるとい
うことは申上げるまでもない次第であ
ります。一例を申せば、今までの道監

事務所で処理しておりました資料の問
題だけをとりましても、ガソリンだとか、
チューブとか、タイヤの配給、要
するに資料の配給というふうな面から
考えますと、房州の鮮魚を東京へ持つ
て来ると、市川の先と手前とを區別し
て配給をやるというものは不可能
であります。更に長野のりんごを東京
へ持つて来るといふ場合に、これは数
府県に分れるものであります。公益性
の点を考えましても、亦自動車輸送の
普遍性と申しますと、各種の産業に
對して密接な關連があり、又文化とい
ふものにも不可分の密接な關連がある
のであります。従つてそれらとの關
連性を持つた行政事務になるというこ
とも明瞭であります。従つて今までに
政令及び省令で御手配に政府がなしま
したのも、それに鑑みましても、ま
あ一例を申せば職員的身分と、要する
に国家公務員たる、やはり身分を持た
して地方事務官、地方技官といふよう
にしておられる、吏員としていない、
又委任する形式から見ましても、地方
自治体には委譲せずして、知事たる機
關に委任しておられると認めるのであ
りますが、さういつたような点から申
しましても、この交通の問題は交通行
政の一環として考へて行かなくてはな
らんと思つております。どうも私は
交通のこの道監における只今資料配給
の行政事務について一例を申したので
あります。が、どうしても総合的な行
政をなすべき性質のものであると思
ふのであります。即ち国の行政事務であ
ると思つております。又さういふ前
提の下に知事という機關に御委任にな
つておられるのじやないかと実は推察す
るのですが如何でございませう。

○委員(板谷勸助君) ちよつとお待
ち下さい。村上さんの発言中でありま
すが、まだその外に岡大臣が描つてお
るこの機会に質問したい方があつたや
うであります。一つその運賃改正
法案の質疑を後述したいとして、
この道路運送法案を上程して質疑に
移つたらどうかと思ひますが如何で
ございませうか。

○委員(板谷勸助君) それじやさう
いふことに決定いたしました。

○國務大臣(本多市郎君) 只今村上委
員からお話になりましたその精神通り
でなければならぬと考えております。
たださうでなければならぬのであり
ますが、その精神を以て運営するに
して、府県に委任してやらせて支障の起
らないと思はれる程度のものを委任を
するといふわけで、道監の行政事務を
今回委任することになつたのであり
ますが、併しこれは全体的な交通行政の
一環でありますので、その準備につ
いても、どこまでも運輸大臣がこれを指
導監督する権限を持ち、方針に反した
場合にはそれを是正するの権限までお
持ちになつてやられる建前になつてお
るのであります。交通行政が全国的
に考へなければならぬといふ、そのお
考えはその通り政府も、考へておりま
す。従つて今回の道監の行政事務の委
譲もその精神を失われないようにいたし
たいといふことで行なつておるわけ
であります。

○村上君(一書) 今回知事に権限を委譲
せられたのであります。その政令で
委譲せられた、この政令を制定せられ
た根拠について、私は若干疑義を持つ
ております。この政令制定の根拠は

何によりになつたか伺いたいと思
ひます。

○國務大臣(本多市郎君) 道路運送法
に關する部分は、これは道路運送法の
その條文に根拠を置き、それ以外の資
料割當の物調法に關する部分は物調法
の規定に根拠を置いておるものと考
へております。

○村上君(一書) 恐らくさうであらうと
拜察しておつたのであります。従つて
その第四條の三項を根拠とせられたの
じやないかと思つております。これ
について私疑義を持つのであります。
で第四條におきまして、権限委任規定
を第二項と第三項とに分けて決めて
おるのであります。即ち第二項は「政
令の定めるところにより、こゝ書いて
あります。三項には「政令の定める場
合を除いて」と書分けておるのであり
ます。で第四條の三項で政令で定める
場合を除いてと制限しておりますのは、
その除いた部分だけは運輸省に権
限を保留せしむるためだと思ふのが
正しい、又素直な読み方だと思ふので
あります。除いた権限を更に別のもの
に委任するといふことは許されないと
ではないか、こゝういふに解釈する
のですが、その点は如何でございま
せう。

○國務大臣(本多市郎君) これは條文
に書いてあります通り、私共は平直に
解しております。政令を以て定めた場
合を除きこれを更に政令を以て定め
れば、それはその通りになるものであ
る、こゝういふに解釈しておるの
であります。即ちこゝの條文を設け
られたときの沿革、或いはその人の考
え方によつてお話のようなふうにお考
えになる方もあるやに聞いておりまし

政府として閣議で検討して見ますと、
自治体に移行するのじやないかといふ
たけれども、私共といたしましては、
内示があつたのであります。そうして

政府として閣議で検討して見ますと、
自治体に移行するのじやないかといふ
たけれども、私共といたしましては、
内示があつたのであります。そうして

政府として閣議で検討して見ますと、
自治体に移行するのじやないかといふ
たけれども、私共といたしましては、
内示があつたのであります。そうして

政府として閣議で検討して見ますと、
自治体に移行するのじやないかといふ
たけれども、私共といたしましては、
内示があつたのであります。そうして

政府として閣議で検討して見ますと、
自治体に移行するのじやないかといふ
たけれども、私共といたしましては、
内示があつたのであります。そうして

廃止して、本月の一日から各府県に知

ります。一例を申せば、今までの道監

のすが如何でございましょう。

のであります。この政令制定の根拠は

えになる方もあるやに聞いておりまし

たけれども、私共といたしましては、この法律の條文の通り政令を以て定め

内示があつたのであります。そうして

自治体に移行するのじやないかとい

政府として閣議で検討して見ますと、

り御趣旨はやはりかくのごとき事業は

○村上義一君 只今の問題は、見解の

○國務大臣(本多市郎君) 分室を設

するに於ては、一応第五国会で、政府

が、これは廃止するといふ方針にな

こと、運輸委員會の方で、国の機

○國務大臣(本多市郎君) 分室を設

するに於ては、一応第五国会で、政府

が、これは廃止するといふ方針にな

こと、運輸委員會の方で、国の機

こと、運輸委員會の方で、国の機

○國務大臣(本多市郎君) 分室を設

するに於ては、一応第五国会で、政府

が、これは廃止するといふ方針にな

こと、運輸委員會の方で、国の機

こと、運輸委員會の方で、国の機

○國務大臣(本多市郎君) 分室を設

するに於ては、一応第五国会で、政府

が、これは廃止するといふ方針にな

こと、運輸委員會の方で、国の機

こと、運輸委員會の方で、国の機

○國務大臣(本多市郎君) 分室を設

するに於ては、一応第五国会で、政府

が、これは廃止するといふ方針にな

こと、運輸委員會の方で、国の機

こと、運輸委員會の方で、国の機

て、そこで今日保留してやつてゐる程度のことでは、やはり国の機関でやつて行く方針でございます。ただ各府県に委任しても、支障がないと思われれるもの、そういう仕事は今日のところ委任してやつて行く方が便利であらう、却つてその土地の人達も少数の分室等を利用してゐるよりは便利であらう、こういうことでやつておるわけでありまして、決して国の自動車行政を地方に全面的に委譲するとか、或いは公益機関のやつてゐる交通行政を更にこれを割つて地方に委譲するとか、ということには、只今のところ考へておらないのでございます。誠に話し方が下手で御了解になりましたかどうか、更に御質問をお願いいたします。

○委員(後谷副助) 村上さんちよつとお持ち下さい。今本多國務大臣の御答弁の中に運輸委員会は御承知のように一旦国会において十七の分室が決つた以上は、これを變更することはいかんという決議は申し入れてありますけれども、その後閣議の決定に対して、この委員会に対して何らその話合も、申し出もなかつたということだけは御承知を願ひたいと思ひます。ただ閣議で以前に御決めたことなかつたかも知れませんが、この委員会としては、やはり従来通りの方針によつてこの決議に基づいて、今日まで進んで来たわけでありまして、その点がどうもちよつと今の御答弁中に了解しかねる点がありますから、それだけ一言申上げて置きます。

○國務大臣(本多市郎) 只今の委員長のお話でございますが、これは委員の方でも、そういう連絡があつて然るべきだとお考へになるのは御無理もないことと存じます。実はこの問題について相當論議もありましたし、新聞等にも出ておりましたので、直接、閣議は御了承下されたことと存じますけれども、この決定をするに於いて、運輸委員長等に連絡を申上げなかつたというところは誠に遺憾の点であつたと考へます。これは私といたしまして、○村上第一番 今本多國務大臣からのお話を承りました。理解のできない点もありますが、その点は多くは意見の相違ということになるようでありまして、

次に移つて伺いたいと思ふのであります。大体只今委員長が指摘せられた点に就いた問題であります。私は、まあ内容については暫く別として、この政府限りでやれる省令とか、政令とかというやうなものをこの本月一日から実施せられまして、そして陸運行政の一部分はすでに知事に委任してしまつておられるのだ、そういう制度に今日なつておる。そうして更に陸運局長の今日持つておる権限を更に委任するために、この国会に本法案が提出せられた、こういうことである。それで私は伺ひたいのであります。政府のこういう措置は、国会の審議権に不当な圧力を加ふるものじやないかという疑問を持つのであります。国会の意思を圧迫する虞れがあるように思ふのであります。つまり政府限りでできる省令や政令をすでに実施してしまつて、不可分な陸運行政の一部分をすでに知事に委任してしまふ。残りはどうしても委任せざるを得ない。実情これを委任しなければ国民は非常な不便を感ずることになることは、これはもう当然であります。又行政部内の非常な複雑さ、又不円滑という点にも相成ることは火を賭するよりも明らかであります。そういう立場に国会を追ひ込んで置いて、今法律案を出しにしようとするのは、国会の審議権に不当な圧力を加ふるものだと考へて、この点についての御意見を一つ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎) 誠にさういふふうな若しお感じになるとすれば、非常に心苦しく感ずる次第でございますが、政府といたしましては、政府限りでできることは一日も早く実行したい。併しその仕事と、法律を改正しなければならぬと思ひます。勿論、考慮しなければならぬと思ひます。この場合、政府限りで、政令でできるものを実施すれば実施もできるし、更に又それに少しは関連のある他の事項を法律を改正して委任するとしても、これは若し国会が委任されるといふ意思ならば、さういふ御決定が願ひえるならば、さう遠くなく実現できるという見通しもあります。それで、実はできることだけを先にやつた次第でございます。十一月一日といたしまして、最初国会が予定されておりましたのも、もう少し早いうちにも考へておりましたので、国会で若しこれを委任されるという趣旨ならば、さう道路運送管理法の改正も日の間隔は余りない、さういふふうな見通しでやつたのであります。これは併し道路運送管理法を改正しなければ委任できない事項でありますから、この点について御決定がなければどうにもならないこと

でありますけれども、それにしても政府としてはできる限りのことは、急いで実現したいという考へでやつただけであります。決してそんなに国会の審議権を何と言われましたか、圧迫するとか、さういふ考へは毛頭ないのでございまして、これは是非早くやりたいという熱意だけありますから、どうか御了承願ひます。

○村上第一番 今御説明がありました。併し、向々にこの委員会は本件に関する政府の進み方、先刻もお話のように新聞にいろいろニュースとして現われた、そのいろ／＼なことを拜見しまして、非常に驚いて、休会中であるに拘わりませず、急遽委員会を開いて、政府の御説明を願つたのであり、さうしてそれに基づいて慎重検討をした結果、この委員会の決議を以て政府に強く當時反省を促した次第であります。その決議の全文を、短いものですから一応朗読して見ます。運輸省陸運局分室の設置は第五国会において運輸省設置法で決められ、且つ同法附則において次期国会の承認を要することになつておる。然るに国会開会中閣議了解事項を以て陸運局分室の所掌事務を地方に移譲し、分室の實質的廃止の措置を講せんとするは国会決議の趣旨に反するものと認めらる。よつて右地方移譲に關する政令の実施は次期国会まで留保し、分室の措置については国会の了解を経られんことを要する。さういふ決議がありました。この趣旨は丁寧に向大臣の方へ通じてあるものであります。然るに向さういふ決議又要望をも無視して、今お述べになりましたやうな不当な措置を發行せられたと言わざるを得ないのであります。これについて

てはよく／＼の事由が政府にあつたに違ひないと思はれるのであります。今迄にも早く措置をとることに非常に熱意を持つたのだとか、或いは機構の縮小ということが政府の一般方針であつて、これについて苦慮した。又その当時新聞でもちよつと拜見したのですが、この問題についてはオール・オア・ノットであるという議論が強いといふことも伺ひました。いろ／＼の事情があつたと思ひますが、これ程までに第五国会において運輸省設置法で、明らかに次期国会において分室設置の承認を求めるといふことになつておられますし、向さういふ決議をして斷行されたといふことについて、は、よく／＼のそのに事由があつたと拜察するのであります。従つてそれについて一つ詳しい御説明をお願いしたいといふ点が一点。

それからこの法案の實質内容、又政府の措置が我々に不可解であると思へておる委員も、相當多數あるように私は見受けるのであります。従ひまして、若し今回御提出になつておるこの法案が万一参議院で否決されたという場合は、政府はどういう措置をお取りになるお考へか。これが参考の一つ承つて置きたいと思ふのであります。この二点について一つお話を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(本多市郎) この道路運送法をこの前の国会で改正いたしましたその国会の決議について、多少私共の解釈と違ふ点があるのではなからうかと感じましたので、そこをお話し申上げて第一点の御答弁に代えたいと思ひますが、実は必要がある場所には當

いますが、実は必要がある場所には当

ずしてただ法の解釈としてそういういふことをお述べになるのは委員会を悪化させますよ。

○國務大臣(本多市郎君) 全然他意はないのであります、私共本当に當時も何とかがして分室を整理できないかというところを、一心に考えていたくらいでありまして、私共はどうしてもこれで分室を置かなければならんという條文には考えておらなかつたのであります。この過程においても、置くにしても成るべく最少の數にするとか、そこまでは行かないうちに根本的な解決もできないうちに根本的な解決もできないだらう。実は私はしばしその通りに考えておりました。従つて十数くらい置いたらどうか、二十くらい

置いたらどうかという意見もありましたけれども、分室を置くということはそれはどこでも決まつた話は聴いていないのであります。これは間違でも少数置くとすれば、非常に困難であるという話は蒸し返し蒸し返したいしましたが、置いたらどうかというようなか点には一回も話はいきませんでした。置くとするは全部置かなければ駄目だ、如何にしても残すことはできないということになりました、結局今度のようになつたわけであります。それからその一遍置いたものは次の同会で承認を得なければならぬという問題であります、これもそういうふに言われますとその通りでありますけれども、併しそれは承認を得られなければならぬ場合には廃止しなければならぬ。存続しようと思へば承認を得なければならぬという解釈にもなりますので、私これはどうしたものかと考えまして、法制局にも研究して頂きましたところ、結局法制局としても廃止する場

はた事案に達してゐるのであります

旨をやつたわけでありませう。その日が

開議りかも知れませんが、もう一応こ

に、この道路運送法案が可決したわけ

附則十九の項で、若しも各県に置く分

室の必要があるとしたならば置いて、それから国会にかけて、そうしてその国会の意思によつてこれを否定する場合は、当然運輸大臣は当該運輸局の分室を運送なく廃止せねばならないという行為に従て廃止するといふわけでありませうか、どこまでもやはり国会にそれを一旦は同意を得るというふうな手続方法が必要であつたと私は思うのですが、この点につきまして今一つ御答弁をお願いしたい。

○運輸大臣(本多市郎) これは最前答弁申し上げた通りでありまして、分室を置くことを得たというの、置かない場合は法律上認められてゐるといふ解釈をとりまふこと、それから次の国会に至らずして廃止されるというふうな場合は、廃止されたものの承認を得る必要があるかという問題について、條文をすつと読んで行きますと、そういうふうに解釈もできますが、私共も心配いたしました、専門的に研究して貰つたのでございませうが、これは承認を求めなくてもよろうかといふことになつたわけでありまして、どうか一つ、そういう事情でございませうから御了承願ひたいと思ひます。

○内村清次郎 今最後の承認を得たのは、十月三十日にあなた方も承認を御決定しておられる筈であります。こういうことは先程お話をあつたように、国会の意志を尊重しないといふ前提の下にお考えになつたことであつて、どこまでも政府の御方針をどういふかといふ御態度でお考えになつたことであつて、これは法的に條文をすつと読んで行かれたならば、これはどの法律学者が見ても、やはり一応

はそういうふうな手続を取つて国会の承認を求めて行かなくちやならないといふことに、これはなる筈だと私は思うのであります。ただ無暗にあなた方の御意思を執行するためには、それはもう省令で以て實際委員会の決議なんか無視してしまつて、そうして省令でやられたのであらうか、やられたのであるならばもうすべて廃止してやるのだから、それは国会に何も承認するのでもなくして、ただ道路運送法の第四條あたりを御改正になる法律案を出し

さすれば、即ち国会がどうするかといふことの法律案を出されてやられればそれでいいことであらうか、併しどこまでも設置法の條文を忠実に守つたならば、やはりそういうふうな手続が必要ではないか、同時に又本多國務大臣は先程言ひましたように、十七では足りない全国的に置かなくちやならないといふ情勢になつたやうなお考えであつたならば、当然この法律案といふものが生きて来ると私は思ひます。この点一つお伺ひします。

○運輸大臣(本多市郎) 全部の道路運送監理事務所を分室に認めました止するといふ方針を決定して認めたのであります。それはなぜかういふことになりましてかと申しますと、七月一ぱいで直ちに廃止するといふことは、いろいろの手續上困難がありますために、地方と打合せましたりする関係がありまして、三月ぐらゐの期間は準備期間として必要である、それが事務に支障があれば、ここに分室を置くことができることになつておるか、この分室といふことで法律に抵触しないで、とにかく従来通り事務を執

らして置こう、そうして全面的に地方へこれを廃止して事務は委任しろといふことを決めて突はかかつたものであります。

○内村清次郎 それで全面的に廃止をしてしまふといふお気持ちがあるとしたら、これは何の必要があつて全部地方へ移譲しなくちやならないか、こういう問題が出て参ります。而も又現在の状態としてあなたの方でやられた政令であれば、現在の状態といひまして、地方事務官といふよりなところ、国家機関の一員として考へておられ、そのために閣議でも了解事項を取つておられ、こういうふうな状態であつたとしたら、やはりこれは分室としてその後も置くのであるか、それから地方分室として各県に置くことも同じことであると思ひ、ただ問題は権限の大きな一部を地方の知事に委されといふやうなことが結局運送問題であつて、そのものの精神であつたならば、何も知事に委せなくても運輸大臣の直轄事務として取つていいのじやないか、かやうに私は思ふのですがどうですか。

○運輸大臣(本多市郎) これは中央機関の廃止、地方に委任する全般的に共通する問題であります。やはり今後の行政の行き方としては、府県の綜合運営といふことを相当重点を置いて考へ、これと中央の指揮監督とが調和して行くやうにするといふこと、にその綜合運営によつて、又能率的にも経済的にも、將來進み得るであらうといふところに大きな期待を持つておるわけでありませう。今度の道運法の例、通運局出張所の例も、まだその理想を十分達しておらないのであります。

れども、これはそういう立派な府県の綜合行政が築かれて行く前提になるものだらうと考へておられます。政府はそのため、根本方針といひまして、この出先機関を成るべく地方に移譲するといふ方針を立てて進んでおるわけでありませう。

○内村清次郎 地方に移譲すべきか、或いはこれを運輸省直轄として置くべきかといふ、又地方移譲の問題につきましても、所管につきましても、これはおのゝ立場が違つて意見の一致は見ないと思ひますが、ただ問題は、運輸大臣が、若しこの法案が通らなかつた場合のときには、運輸行政といふのは、二分されて困るというやうな御発言もあつたやうですが、この点につきまして、先ず第一点、運輸大臣はどのやうな点で二分されて行くか、どういふ点が困るのか。

○運輸大臣(大屋三三) 残つた部分も重要な行政の部分ですから、細かいことは政府委員に答弁させますが、とにかく二分されるというところが、根本的に不都合であり、完全な運営は、二分されてはできないと思ひます。而して残つた部分は、どういふ行政部門になるかといふことが、若し御質問の趣旨でございませうれば、政府委員から答弁させませう。

○内村清次郎 この点はあとで政府委員から二分された機構の状態を一つ説明をお願いしまして、運輸大臣は、これは衆議院の運輸委員会におきましては、この問題については、心算の变化一點張りでおられたやうであります。が、この政府から出されたこの経過の状態を見て見ましても、運輸省といひまして、大体の基本の考へも

覆われますが、こういうやうな、即ち基本的な考へを以て進まれたのに対して、運輸大臣は、いつの間にかにおいて、どういふやうな状態で、これを全般的に廃止するといふやうな点に御同意されたか、その点どうですか。

○運輸大臣(大屋三三) 経過は、只今本多國務大臣が、村上さんの御質疑に對します答弁のその通りなのであります。さてここで運輸大臣がこれに對して最初の考へと決定が違つたのでありますから、どういふ考へを抱いて、そういうことになつたかといふことを申し上げて見ますならば、運輸大臣は、最初からこの自動車行政事務は、運輸省直轄でやるべきが當然であるといふ信念を持つておりました。その信念に従ひまして、閣議でいろいろ協議をいたしました結果、種々の曲折がありまして、運輸大臣の希望の全般的に、閣議の承認を得られませんでした。ともかく運輸大臣直轄の国家行政をやるといふ形で、分室をまあ十七ぐらゐは置き得るという形で処理しようといふことに、一応の決定を見ておりましたのであります。が、その後詳細にこのことは、本多國務大臣の仰せの通りなのであります。更にこの十七分室を置いて、この行政を処理いたして行くといふことに対して、いろいろ論議が

間を十數日置いて、更に又練り返して、練りに練つて、練りましたが、遂に運輸大臣の意思と閣議決定の意思が

相反した次第であります。
○柴田長（樺谷順助君）その問題はそ
の程度でどうですか。

○内村清次君　そうすると大臣は、この自動車行政というものは即ち国家事務であるという御判定は如何ですか。

○國務大臣(大藏省三木)　王に國家事

○内村清次君 これは地方に移譲された方も国家事務と認めてよろしうござ

○國務大臣(大藏省三署) ガソリン、
チニープ、タイヤの配給その他の点

は、重要なものは無黨国家事務である
と考へております。

ありますように、そういうような体系をしつくり、何か委員会を作つてそうして体系を作れという勧告の案文であ

つたと思いますが、この点につきましてはどういうような処置を採られておりますか。

○國義大國(大屋三巻) GHQから
ガリオア、イロアで救値を受けている
物資に対しては、国家機関におい
て義王且つ公主二処置すべし、と著

本原則がございますので、飽くまでその線に従つて国家機関がこれを直接に処理いたすというふうに考えておりま

したのですが、併しいろ／＼な研究の結果、地方に移譲し且つ知事という機関に直轄で直屬の係を以てやらせると

いうことで、その觀念を貫徹して行けるというふうに解釈いたしました。さ
ような処置を採つた次第であります。

否決せられました場合にはどうするかと

ると、運輸大臣のそういうような心算

てあるか存じませんが、要するに運輸

くものは政令で行くという結論がออกมา

尚決定ができません。その間に冷却期

ような処置を採つた次第であります。

○内村清次郎 本多國務相、この点につ

○國務大臣(本多市郎) シャウブ勸

市町村の三団体はそれ、適正事務の

○内村清次郎 最後の一つお伺いした

○國務大臣(本多市郎) お話の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

○國務大臣(本多市郎) 閣議の通り

いて大事に大事をとつて、九月の十三日にはこういふような決議をして、そして本多國務相、運輸大臣に……、仮にこういふ決議がなくてもこういふ点は十分に考えられなければならないのであります。然るにも拘わらずこの決議までお受取りになつていながら、全く国会の意思を無視するやうな態度に出られたといふことは、私共如何にしも了解ができないのであります。本多國務相の御答弁は誠に感服を極めたかに見える、併しその内面に腹藏するものに私は非常に遺憾なものを感ぜざるを得ないのであります。国会といふものの今日の日本国における地位といふことについては申し上げるまでもないのであります。すでに政令を實施して、政令においてできるものは實施して、一連の関連のある本法律案を後にする、而もこれをどうしても通さなければならん、通して見せる、言葉で代えますればどうしても通すのだといふやうな、若し通らないときはどうだといふやうなことを考えないで、とに角これを強引に通して見せるというやうな氣持がお言葉の中に含まれておると私は考える、これは政府の答弁としては甚だ遺憾だと考えるのであります。なるほど民自党内閣は衆議院においては絶対多数をお持ちになつておる、だから衆議院は或いはそういうふうに行くかも知れないが、参議院までも自由に自分の意思通りになるというお考えは淺越ではないか、我々はその法案について慎重に審議を重ねておる、又政府が国会に出された法律案といふものは、政府自身としてはこれをどこまでもお通しになるといふ熱意をお持ちになることは当然であります。

併しなからその反面においてやはりこの法律は、或いは国会の審議を参議院において否決されるかも知れない、全般的に否決される運命にあるかも知れないといふこともお考えにならないか、ばいかにやないか。こういふやうな思ひ上つた考えを持たれるといふことは、正に私は国会無視である、参議院を無視した態度であると言わなければならぬと思ふ。政治といふものは高い理念の下に謙虚な氣持でやらなければならないといふことは常に感じておる。それを民自党の内閣の出方を見ると、ややもすれば高圧的に出られておられると思ふのであります。これは誤りである、政治を導く考えであると思ふのであります。詳しくはもう時間もありませんから申しませんが、こういう氣持が私がつておるのであるが、その点について一つ腹藏なきお考えを承つて見たいと思ひます。

○國務大臣(本多國務相) 本案につきまして、通して見せるなどというやうな氣持を又持つておりませんし、そういう考えは持つておりません。通して見せるというやうな考えを持つておる法もないわけでありまして、どこまでもこれは一体として移譲した方が行政運営の上においても更によいと思ひますので、是非通して頂きたいと考えております。今日こういう關係にある事務でございまして、これは必ず御了解願ふことと期待しておるのみでございます。その通らなかつた場合には、これはこの際その答弁は御遠慮申上げて置きたいと思ひますので、どうか一つお通し下さるようお願いいたします。

○委員(板谷勸助君) ちよつと兩大臣を至急に外の委員会から呼びに来ておりますので、本案に対する質疑はこの程度で止めておいて、更に適當の機会に継続することとして、運賃改正法案の質疑に移りたいと思ひますが、如何ですか。

○國務大臣(本多國務相) それではこの法案は国会として重大問題でありますので、今日はこれ以上やらずに、各自会派に持帰ちつて相談して慎重を期した上で……。

○委員(板谷勸助君) そういう意味で申上げておるわけで、結局これで打切るわけではありません。それじやそういうことを御了解つてよろしゅうございませうか。それでは諸君に申し上げますが、身体障害者福祉法案につきましまして、これは厚生委員会に付託をされたまじたところが、厚生委員会から合同審議をしたいという申出がありますので、今日は到底駄目だから、それで明日どうかといふことを言つて来ておりますが、どう計らいましようか。

○委員(板谷勸助君) それじや適當な時間をこちらから申出るといふことにして、それじや運賃法案に対する質疑を継続いたします。

○國務大臣(本多國務相) 大臣の御出席を願ひたいと思ひます。

○委員(板谷勸助君) 大臣は今何か御用で行つておるようですが、外の政府委員の方でよろしければ御質疑を願ひたいと思ひます。どうか一つ質疑をやつて下さい。大臣は問もなく来るそうですから。その外政府委員に対する御質疑がありましたら……。

○委員(板谷勸助君) 外に御質問が……。

○委員(板谷勸助君) 私は数回に亘つて大臣並びに政府委員に、この法律案について質問を継続しておるのでありますが、大体において、質問の要旨は十分にお分りになつておると思ひます。極く簡単にいうと一通申上げますが、例を木材に取つて申上げます。木材のみではない、木材に類するやうな石炭、それから亜炭といふやうなものも含むわけでありまして、ここでは木材について例を取つて申上げて見たいと思ふのであります。

先般運輸大臣は、木材の運賃の比率について御答弁があつたのであります。が、私共と些か違ふのであります。仮りに違ふないとしたしましても、あの比率といふものは平均キロでありまして、つまり三百キロ以内のものを示されたのであります。その他のキロについては目下調査資料を御提出下さるやうにお願いしてあるのであります。木材は、現在においても非常に不況な状態に迫り込まれております。生産界においては、相當に手持ちを持つておる。私共の南九州の鹿児島において、百万石くらいのものを持つておつて、この売込みに、今東京方面にそれ／＼關係のものが参つておりますという状況であります。この間に、法案が通つて、このまま實施されるといふことになりますると、殆んどこの山代がただになる、木代といふものがただになり、尙更に足を出すといふことになるのであります。これでは全く製材業といふものは潰れなければならぬ。先般本委員会に貨物運賃値上げ反対に関する陳情の方々が見えたのであります。この反対陳情の構成団体

といふものは、全国木材連合会、全国森林組合連合会、日本販賣業協同組合連合会、その他十二団体であります。そしてこの委員会に來られて直接陳情を行つたのはその代表者の四団体であります。全国木材組合連合会長の松浦氏から詳細に陳情の趣旨を述べられた通りであります。殆んど現在三八名の生産者といふものが販賣業をやつておる現運賃でいつても恐らく本年の未までには更にそのぐらゐの転賣業があるだらう。ところが只今八割値上げの案が實施せられるといふことになると、殆んど全滅だ。全国二十万の業者、これに従業員の家族を含めて千二百万人といふ労働者といふものが殆んど職を追はれるといふことになつて、一面敗戦國の復興を阻害し、その他森林の造成、或いは治山、治水等にも影響があるといふことを非常に熱心に御陳情になつたのであります。全くその通りであります。でありますので、私共陳情の趣旨を十分に納得したわけでありまして、併しここで予算と関連を持つところのこの法案を否決するかどうかといふことについては、これは我々議員として十分に考えなければならぬのであります。そこで何かここに窮通の途を考えて頂くことが適當であると思ひまして、この前村上先生からもお話がありました。私共の考えをいたしましては、先ず等級を下げて頂くといふことと先ほど申しました容積が広い木材、石炭といふやうなもの、その他いろいろありましようが、そういうものについて等級を下げて賣う。衆議院のお話によりましますと、現在木材は六級になつております。この六級を仮に百といひますと、十一

級に下げると五六%になるといふこと
であります。そういったしますと、等
級を下げて貰いますと、結局八割値上
げをしても、その影響はないというこ
とになるのであります。その他又遠距
離運送の方法等もあらうかと考えま
す。これらの点について、政府当局
の、特に運輸大臣の腹藏ない御意見を
伺いたい。このままだとこまでも独
立採算制の建前で割りもしない、等級
も変えないということになると、運賃
ながら我々はこの法案には賛成できな
い、私は民主党であります、民主党
の決議といたしまして、これは考慮
を拂わんとすることに、結局運
賃ながらこれに反対しなければならん
という空気になるております。そうい
うことになりまると、非常に予算の
上にも影響を来すこととなりまると
ので、私はやはり、これは普通道と
して等級を定める、而も早急に等級を
変える、等級を定めるまでに、若し多
少の時日があるならば、この法案実施
と同時に遠距離運送の方法を考へてや
るといふことではなければならんと思
います。政府はこの鉄道の独立採算制の
建前からどうしてもそういうことは困
難であらうというお考えもあるかも知
れない、ところがこの運賃値上げが突
施されるということになりますと、
突際においてこれは運送はできない。
木材にしても、その他のものにしても
できないということになる。元も子も
なくなるという勘定になるのでありま
す。遠距離運送によつて運賃の等級を
下げるといふことになりまると、少く
とも今日の運賃収入というものは息が
できる。これをそういうことも考えな
いで執行するということになれば出な

いということになる。これは見易き道
理だと考へるのであります。一つこの
点について運輸大臣の誠意ある御答弁
を願いたい。私共全く真心を以てこの
質問を申上げておるので、それができ
なければ、遺憾ながらどうしても自分
の党においても、この問題を十分に考
へなければならんというところまで来
ておるといふ私共の苦衷も一つお察し
願いたいと思ひます。

○國務大臣(大蔵省三書) 前之國君に
お答え申上げます。只今あなたの本
案による運賃値上をいたしました場合
に起るであらういろいろ影響、特に
木材を例示いたしましたの御意見には
誠に同様の意を表する次第でありま
す。なかなかすぐ特に御指摘に相成りま
した御質問のこの等級表の点につきま
しては、お説の通り民間の各方面の専
門家を以て現在の等級表が突は相当前
に制定いたされましております関係
上、かれこれの約合というふうな点
につきては、現在アンバランスにな
つておるものもございしますのは事実で
ありますので、各方面のエキスパート
に、一つこの等級表の調整を審議いた
して貰うようなことにいたしました。
その結果を来年度、即ち来る四月一日
からその結果に従ひまして新等級表を
以てこれが突施をいたしたいと、さよ
うに考へておる次第であります。尚又
この木材その他の重要なもので、今回
の八割値上の措置によりまして、著し
く影響があるというふうな種類のもの
につきては、何らかの措置を講じ
まして、その影響の軽減に努めたい。
而してこの措置は四月一日に至るまで
の……本年度直ちに一月一日から三
月三十一日に至る間におきまして全体

的にには本法案八割の値上を御可決願
ひまして、そのうちに木材その他の品目
につきては、特別の考慮を拂ひたい
と考へておりますので、さうに御
了承を願ひたいと考へております。
○委員(板谷勸助) 等級の改正に
ついて、委員会をお設けになるという
ようなことは、誠に當を得たことだ
が、一体いつ頃それをやるおつもりで
あるか。
○國務大臣(大蔵省三書) それは本法
案が可決願ひましたならば、直ちに人
選に着手をいたしまして、その結論が
来年度の四月一日から突行できるよう
に、間に合うようにその審議を整備し
たいと考へております。

○委員(板谷勸助) 外に御質問が
ありましたら御質問下さい。
○内村清次郎 鈴木君はちよつといな
いようですが、併し……。
○委員(板谷勸助) 今呼びにやり
ました。ちよつと速記を止めて下さ
い。
(速記中止)
○委員(板谷勸助) それでは速記
を始めて下さい。それでは本案に対す
る大体の質問が終了したものと看なし
てよろしくございしますか。
(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員(板谷勸助) それでは各派
の態度を決める必要がありますから、
暫時休憩いたしまして五時半から再開
することにいたします。
午後四時十四分休憩
午後五時三十八分開会
○委員(板谷勸助) これより休憩
前に引続き会議を開きます。
○鈴木清一 いろいろ質問したいこ
とがあるのですが、大体答弁の重複の
点もあるかと思ひますからあらかじ
めその点をお断りして置いて御質問申
上げます。先ず第一に申上げたいの
は、この赤字算出の根拠です。赤字算
出の根拠に當りまして、私共が月額調
査表によつて調査しますときにおき
ますと、当局から出されておる八月を
限度としての収入減見込月額の表が理
解の行かない点がありますので、この
点を先ず第一に御説明願ひたいと思
ひます。
○政府委員(石井昭正) 赤字算出の
件につきては、赤字と申しましても
今度の場合におきます赤字は、これ
は支出が増加いたしました赤字ではこ

ないと思ひます。勿論予定以外に支出が増
加いたしました方が相当あるのでござ
います。その点につきては別に
経費の節減を行つて、これに對照し
ておりますことはすでに御説明申上げ
たところでございしますが、その外石
炭寒冷地手当の約十億、これは別途補
正予算を以て支出増の項目とし
て挙げております。併しながらその反
面、これに相応いたすほどの見合ひす
金額を、石炭費において節約いたしま
しておりますので、支出総額といたしま
しては、当初予算に若干極く微少な減
があるだけでありまして、殆んど当初
予算と支出は変わりません。一に
収入が予定に達しないというところで
ございします。予めこの点を御了承願つて
置いて御説明申上げます。収入につ
きましては旅客収入が当初予算におきま
しては七百八十一億一千八百萬円で
ございします。これに對しまして今回補
正予算として旅客収入を修正いたしま
した額は六百九十三萬九千九百萬で
ございします。その間八十七億二千六百萬
円の減少で貨物運賃はこれは当初予算
が三百三十五億九千六百萬円でござ
います。これに對しまして補正予算にお
きましては、三百九十三億七千六百萬
円になつております。貨物収入につ
きましては、五十七億八千萬円の増加で
ございします。この増加の中五十四億六
千九百萬円は、一月一日より貨物運賃
を八〇%値上げする、即ち只今御審議
を願つております運賃法案改正の結果
としての見込みでございします。残りの
三億一千萬円は、これは当初予算に比
して現行貨率におきまして見込み得た
ところの増加でございします。この増加

した御質問のこの等級表の点につきま
しては、お説の通り民間の各方面の専
門家を以て現在の等級表が突は相当前
に制定いたされましております関係
上、かれこれの約合というふうな点
につきては、現在アンバランスにな
つておるものもございしますのは事実で
ありますので、各方面のエキスパート
に、一つこの等級表の調整を審議いた
して貰うようなことにいたしました。
その結果を来年度、即ち来る四月一日
からその結果に従ひまして新等級表を
以てこれが突施をいたしたいと、さよ
うに考へておる次第であります。尚又
この木材その他の重要なもので、今回
の八割値上の措置によりまして、著し
く影響があるというふうな種類のもの
につきては、何らかの措置を講じ
まして、その影響の軽減に努めたい。
而してこの措置は四月一日に至るまで
の……本年度直ちに一月一日から三
月三十一日に至る間におきまして全体

した御質問のこの等級表の点につきま
しては、お説の通り民間の各方面の専
門家を以て現在の等級表が突は相当前
に制定いたされましております関係
上、かれこれの約合というふうな点
につきては、現在アンバランスにな
つておるものもございしますのは事実で
ありますので、各方面のエキスパート
に、一つこの等級表の調整を審議いた
して貰うようなことにいたしました。
その結果を来年度、即ち来る四月一日
からその結果に従ひまして新等級表を
以てこれが突施をいたしたいと、さよ
うに考へておる次第であります。尚又
この木材その他の重要なもので、今回
の八割値上の措置によりまして、著し
く影響があるというふうな種類のもの
につきては、何らかの措置を講じ
まして、その影響の軽減に努めたい。
而してこの措置は四月一日に至るまで
の……本年度直ちに一月一日から三
月三十一日に至る間におきまして全体

した御質問のこの等級表の点につきま
しては、お説の通り民間の各方面の専
門家を以て現在の等級表が突は相当前
に制定いたされましております関係
上、かれこれの約合というふうな点
につきては、現在アンバランスにな
つておるものもございしますのは事実で
ありますので、各方面のエキスパート
に、一つこの等級表の調整を審議いた
して貰うようなことにいたしました。
その結果を来年度、即ち来る四月一日
からその結果に従ひまして新等級表を
以てこれが突施をいたしたいと、さよ
うに考へておる次第であります。尚又
この木材その他の重要なもので、今回
の八割値上の措置によりまして、著し
く影響があるというふうな種類のもの
につきては、何らかの措置を講じ
まして、その影響の軽減に努めたい。
而してこの措置は四月一日に至るまで
の……本年度直ちに一月一日から三
月三十一日に至る間におきまして全体

した御質問のこの等級表の点につきま
しては、お説の通り民間の各方面の専
門家を以て現在の等級表が突は相当前
に制定いたされましております関係
上、かれこれの約合というふうな点
につきては、現在アンバランスにな
つておるものもございしますのは事実で
ありますので、各方面のエキスパート
に、一つこの等級表の調整を審議いた
して貰うようなことにいたしました。
その結果を来年度、即ち来る四月一日
からその結果に従ひまして新等級表を
以てこれが突施をいたしたいと、さよ
うに考へておる次第であります。尚又
この木材その他の重要なもので、今回
の八割値上の措置によりまして、著し
く影響があるというふうな種類のもの
につきては、何らかの措置を講じ
まして、その影響の軽減に努めたい。
而してこの措置は四月一日に至るまで
の……本年度直ちに一月一日から三
月三十一日に至る間におきまして全体

は何故に当初よりも増加したかという
ことでございまして、これは一に貨
物の平均輸送キロが、当初予定いたし
ましたキロよりも延びている、従いま
してトン数においては若干減少いたし
ておりますが、トン・キロにおきま
しては、増加しておるといふ点が原因
でございまして。

その次に雑収入でございまして、
これは当初予算におきまして、三十四
億八千八百万円を計上しております
が、補正予算におきましては、三十二
億七千七百万円、二億一千万円の大
減になっております。これを合計いた
しますと、結局現行の貨率のままで
起きますところの収入減の見込みが、
八十六億二千六百万円になるわけで
ございまして。この大部分が結局旅客
で生じた、こういうことになるので
ございまして。然らば旅客収入の収入見込
みは何によつて算定したかということ
でございまして、これは旅客収入のう
ち九月までの上半期の分は全部分つて
おりますから、これは実績によりま
して、この点は最早見込みではない
ような問題は起つておりません。

上半期の実績は定期におきまして、
三十二億六百万円、定期外におきま
して二百五十一億三千九百万円とい
うのが、ほぼ確定した数字になって
おります。問題は結局この下半期で
ございまして、十月以降の分について
如何なる想定をしたかということ
でございまして、この十月以降につ
きましては、この予算を編成いたし
ました、極く最近までの十月二十
日までの取扱収入はこれは各鉄
道局より二、三日遅れまして実績の

字が上つて参りますから、この取扱
収入の基礎となつております乗車人
員、各駅の乗車人員の報告を取つたの
でございまして。併しなから、この乗車
人員は純粹に国鉄の収入となる乗車人
員と多少異なつております。御承知の
ように共同使用駅におきましては、社
線に乗つて社線降つてしまふ社線オ
ンリーの旅客の切符も発売いたして
おります。これら取扱収入は一応収
入といたしまして、人員並びに収入が
上つて参りますから、それはその誤
差があるわけでありまして、この誤差
は、大体におきまして多年の経験によ
つて、多年の実績に基づきまして大体
一定の比率を掛けて、推定の場合に引
き直すことにいたしております。この十
月二十日までの輸送人員の推定を出し
まして、その十月一日平均を以て十
月一杯の全体の数字と仮定したわけ
でございまして、そこで今度は十月以降
に旅客といふものは月別にその波があ
る。そして例へば四月五月は非常に旅
客が多い、六月、七月は梅雨、或いは
農繁期という関係で落ちて参ります。

又八月は旅客の非常に出盛る時期であ
りまして、九月が落ち、今度は十月に
又多少出盛る、こういうようなこと
で、月別の波動がございまして、この波
動を昭和十一年から二十年までの数字
を以てその実績に基づく平均指数を出し
ます。そしてその平均指数を十月を
百とおきまして、十月以降の指数を出
しまして、それに只今の十月の実績を
当換めまして、各月の実績を算定いた
しました。これは戦前戦後の差でござ
いまして、而も多少旅客の統制その他異

常な原因もありまして、その平均波動
を使うといふことについても、全然そ
れにより難い点もあるかも知れない。
そこで今度は昨年度の上半年と下半
期の割合を見たのであります。これは
一番近い年度の上半年と下半期の割合
も、これも相当参考になりますし、又
昨年度の輸送事情等に鑑みますと、大
体におきましてそれを本年に併せ考
えて差支えないんじゃないかという点も
併せ見まして、この二つの方式により
まして、十月以降の運輸数量、乗車人
員を推定いたしまして、その両者の和
の平均をとつて、旅客の人員を決定
いたしたわけにございまして。

で、今度その人員に對しまして、一
人平均幾らになるかといふことでござ
います。これは御承知のように本年五
月の運賃改正以降非常に平均乗車キロ
が短縮して参りました、従いましてそ
れを元に考えなければならぬと思
うのでございまして。そこで八月から十
月までの実績によつてこれを計算いたし
ました。それが大体二十九キロ四分
でございまして。補正予算の材料には二十
九キロ九分となつておるかと思つた
のであります。この五分の差は八月ま
での分、とくに四月におきましてところ
の旧運賃時代の足の長いのが加つた結
果、年度全体といたしまして五分だけ
差があるんでございまして。十月以降の
推定材料といたしましては、二十九キ
ロ四分を使つておるわけでございま
す。それに対して今度は一人キロ当り
の収入でございまして、これは六月か
ら八月までの運賃値上げ後の安定した
状態で、五月は御承知のように値上げ
直後でございまして、いわゆる四月中
に旅行の買増めと申しますか、先に旅

行したりなんかするといふ関係があり
まして、余り平均した数字とは見られ
ませんので、六月から八月までの実績
によつて二錢三厘八毛といふものをと
つたのでございまして。こういう結果に
基いて計算いたしますと、下半期がこ
れが定期におきましては四十六億五千
九百万円、定期外におきましては二百
六十三億一千四百万円といふことにな
りまして、上半期の実績と合せました
合計が先程申し上げました六百三十九億
九千九百万円となるわけでございませ
ん。只今私が申し上げましたのは鉄道関係の
数字を申し上げましたので、その数字は
ちよつとここに計算すれば出まするが
表には出ておりませんが、只今申し上げ
ました六百三十九億は鉄道以外に自動
車、船舶、手小荷物、郵便物の料金が
入つておるものでございまして。自動車、
船舶、手小荷物、郵便といふようなも
のにつきましては金額も僅かでございます
し、多少の情勢の変化によりまして
収入の減少がありまして、特にこ
の大きな全体の数字に響く程のもの
はございません。主として旅客の特に
定期以外の数字が一番問題になるだ
ろうと思つて、その点につきまして只
今特に詳しく御説明申し上げた次第で
ございまして。

○鈴木清一君 引續いて質問したいの
であります。そのうちいたしますと
一応当局で今説明になられたのはその
ような状態でありまして、ただ
ここで資料として出されてないの
で、恐らく誤差としてやられてい
ると思うのですが、この実行予算の実行計
画の場合には、局長会議なり、課長会
議なりを招集して、結局各局に配付を
すると思つて、このときの計画の

内容が少し離れますと、実は今説明
をなされた通りによつて我々はおつ
と受取れない点が多少にあるわけ
で、こうした点とは少しも違つてい
ないといふことはつきり言うことが
できるわけですか。

○政府委員(石井正吉) 実行予算は
国鉄におきまして交付予算の範囲内
におきまして、運用操作上、適宜これ
を決めて現場に落すわけであると思
います。例へば支出面におきまして、
一定の予定された支出が年度内に
起るというふうな見通しがあります
場合には、その分を保留いたしまし
て、そして各局にはその残つた分を
渡す、又収入にいたしまして交付予
算の収入が固いところであるといた
しまして、又各局の企業努力と申しま
す。増収意欲を増加させるために一
定の努力目標を附けて、少くともこの
程度収入を上げるといふような指示を
出すこともあつたかと存じております。
併し実行予算はあくまで企業内部のこ
とでございまして、本当の予算として
間違ひのない收支見込といたしまして
御審議を願ふ点につきましては、只今
申し上げた通りでございまして。

○鈴木清一君 その努力目標に向つて
努力目標が十分達成されつた。而
も当局が発表しているものよりも、よ
り実収額を推計より上げつたあるとい
うような点について、いろいろ数字の
面で聴いておるのでありますが、その
点について何か……。

○政府委員(石井正吉) 補正予算を
作りますには、その作るべきまでに最
も近く得られた数字、実績を得られ
るだけ得まして作つたのでございま
して、従いまして只今御質問のありま

したようなことはいと存じておりま
す。とを仲裁委員会、或いは調停委員会
で……

値上げすれば、消費者が負担するが、
生産者が負担するが、或いは流通過程
で……

二十日までの取扱い収入はこれに各貨
道局より二、三日遅れまして実際の数
を算出して、而も多少旅客の統制その他異

に旅行の買割めと申しますか、先に旅
すると思ふのです。このときの計画の
して、従いまして只今御質問のありま

したようなことはいと存じておりま
す。
○鈴木清一君 では次にお伺いしたい
のはこの一番初めですね。この間のあ
の貸金ベースの裁定のときに、いつか
調停委員会でしたか、仲裁委員会です
十億の金を出したということでしたが、
当局で言われたわけでありましたが、こ
の四十億というものはどういふところ
から出したのですか。

○政府委員(石井昭正君) 御質問の四
十億と申しますのは、おそらく基本給
につきまして約十六億の予算上の誤差
がある、当初予算の基本給は非常に実
際に支給している額よりも少い、又整
理後の地域別人員構成、年齢構成或
は平均家族数等においても多少の見込
違ひがある。その点で約十六億とい
うものが違つておる。それから退職手
当がこれも御承知の通り約二十二億五
千万円ほど足りなかつた。この二つの
費目を合わせまして約四十億に近い
三十八億、その外にいわゆる物価の昂
騰、鋼材及び繊維製品等の値上りによ
ります予定以外の支出をしなければな
らん点がある、この四十億を繰出した
しますために主として石炭の消費節
約、消費節約と申しまして、技術上の
努力による節約も多少ございします。そ
れもございします。一番大きなものは
御承知のように本年度のカーリー上
昇に伴います諸経費、それから公園廃止
等に伴います諸経費、中間経費が節約
できた、こういういろいろの要素で約
四十一億程の予算の削減をなしたわけ
でございます。この関係につきまして
は、先程の委員会にたしか飯田委員か
らの御質問に対して、数字を詳細に
お答えしたと思うのです。そのこ

とを仲裁委員会、或いは調停委員会
で国鉄の方から提示しておるのでは
ないか、かように考えましたのであり
ます。
○鈴木清一君 それでは先種御説明に
なつたかも知れませんが、一応ちよつ
とその点に就いてお尋ねしたいのは、
公園廃止になつた結果、諸掛り、経費
というものが相当浮いて来ておるわけ
ですね。六百五十円から諸掛りがかか
つておつたのですが、こうしたものは
全然なくなつたということになるわけ
ですか。

○政府委員(石井昭正君) 数字を後ほ
ど申上げますが、全部なくなつたわけ
ではございませんで、或る程度販賣者
のマージンというものは認めておしま
す。一人につき四百五十円の節約とい
うことに計画いたしております。これ
は尤も下半期、公園廃止以後の分でこ
ざいます。
○鈴木清一君 最初お尋ねするべき性
質のものかもしれませんが、お尋ねし
たいのは貸金を上げた結果、その物価
の中に占める割合はこの数字の中に
出ているのでありますけれども、曾て旅
客運賃を上げた当時の時代と違ひまし
て、今日の事情におきましては、これ
は直ちに物価に影響するといふ面はイ
ンフレ時代とは少しは違つて来ると思
うのでありますけれども、いわゆる生
産者に非常に横這ひ的に掛つて行く
という点について、数字はまた
提出されておらないようですが、そう
した点についても何か数字を出して貰
えるのですか。

○政府委員(石井昭正君) 御質問の趣
旨を、或いは誤解しておるかとも存じ
ますが、おつしやるように、運賃を
値上げすれば、消費者が負担するか、
生産者が負担するか、或いは流通過程
におきまして、中間取扱業者、卸業者
なり、販賣業者なりが負担するか、い
ろいろの形があると思ふのです。従
まして私共の方で、お手許に差上げま
した数字は、運賃が掛らない前の、い
わゆる生産者価格と申しますか、それ
に対するパーセントをお示ししてお
るのございまして、消費者価格の中
に入つておるパーセントではございま
せん。従つて、その程度の、御覧願いま
すところのパーセントが、結局全部生
産者が負担するといつたしましてその程
度である。況んや、これがあつた場合
におきましては中間業者の間に、流通過
程において吸収される。そして或いは
場合によりましては、原材料のごとき
は、ある程度消費者に、消費者価格と
なつて、吸収されることもあると思
ふのです。併しながらこれは結局国民経
済に入つて来るまでには、第二次製
品、第三次製品というようない高次製
品の形に変わつて入つて参るのであり
まして、その際におきましては、相当い
ろいろの生産過程を経るし、又販賣過程
も経るのでありますけれども、その間
におけるいわゆる企業上の努力により
まして、殆んど吸収することができ
るのじやないか、もし消費者におい
て負担するといふわけに行かないとい
うのではないか、まあ大体かように私共考
えておる次第であります。

○鈴木清一君 ちよつと質問の点も、
私の言葉も足りなかつたのですが、一
面考えて頂きたかつたのは、御承知の
ように今、有効需要の関係で、非常に
何といひますか、消費者関係でなく、
業者としての、業者圧迫になる、商工
業者の圧迫になるという点が非常に
強いと思ふのです。それは消費価格と
いふだけでなくして生産者を……、も
しくはそのものをいろいろの面で圧迫
するといふようになるように考へる。
つまり有効需要が国民の需要に際して
どん／＼やつておるときであれば、そ
れはただ生産者を通じて、直ちに物価
ということになるのでありますけれど
も、そうでなくして有効需要として限
定されておるような今の時態において
は、いわゆる商工業者に対しては、
業者に対する別の面での圧迫が加わ
る、こうした点を相当考慮に入れてい
るのかどうか、そういうことも質問に
含めておつたつもりでおるのですが、
このような点についてはどういふよう
なお考えを持つておつたのでありま
すか。

○政府委員(石井昭正君) 各種品目の
生産なり、配給統制が逐次撤廃されて
参りますと、どうしてもここに自由競
争と申しますか、企業努力による競争
によりまして、良質の商品を安価に生
産し、販賣する業者が有利となりまし
て、そうでないものが不利となつて来
るのは、誠に止むを得ないところであ
ると考へております。この鉄道の運賃
の値上りにつきましては、先程申上げ
ましたようなパーセントから申しま
す、この企業者の御努力によつてある
部分は生産者に、ある部分は販賣業者
に、又ある場合には消費者価格の中に
織込まれて、而も最終的には国民経済
に左程の影響もなく吸収できる、かよ
うに考へておるのでございします。す
べて固有鉄道の運賃を以ちまして、すべ
ての商工業者が立つて行くように競争し

なければならぬといふ筋合いのもの
ではないかと思ふのでございします。殊
に鉄道自体が一つの企業でございま
して、これを適正な、而も適正よりも
や低く目の貨物運賃にまで引上げるこ
とによつて、この企業の独立を維持し
て行くといふことは、これは先ず第一
にやらなければいかん、鉄道を先にへ
ばつてしまつては、如何に各種産業に
対しまして、これを補強する、増強す
る、助成するといつても、何の役にも
立たないことになるんじやないかと考
へる次第であります。

○鈴木清一君 いろいろこの資料の中
にありますが、この前、旅客運賃値上
のときにむしろ当局が失敗しました。
利用減に対するパーセントを扱つたこ
とにありますが、今回は貨物としては
大体三割出しておるようでありま
す。これに対しては自信をもつて出され
たと思ひますけれども、それに対する
或る程度の根拠がなすれ。

○政府委員(石井昭正君) この点につ
きまして、先程の委員会におきまし
て詳細御説明申上げたのでございま
すが、私共も輸送量の減少といふこと
につきましては、二通りの観点がある
と思ふのでございまして、一つは経済
事情がどうなつて行くかといふこと
でございまして、一般的に経済事情が下
向いて、生産が全体的に減少して来
る、有効需要も減つて来る、そういう
ような情勢下にございしますと、その
意味におきましてこれは貨物の動きが
少くなる。この場合は運賃が値上にな
らうとなるまいと私は思はば変りない
と思ふのであります。今一つの問題は結
局運賃の賃率が上つたことによりまし
て、特に海運なり、或いは近距離の貨

物におきましてはトラックなり、そういう併行なる競争といいますが、併行の運輸機関に荷物が転換して行くといふことが、利用減の大きな問題ではないかと思ふのであります。旅客輸送の利用減の誤算をいたしました原因につきましても、これは誠に申訳けないのであります。第一の点の経済情勢の変化と申しますか、そういう点についての見通しが極めて当時といたしましては困難のために、甚だ申訳けない結果になつたんだと思ふのであります。この貨物の利用減につきましては旅客と違ひまして、結局生産がどうなるかによつて決定する。動くべき貨物があるかどうか大きな問題であると思ふのであります。その点についてこの本年度のいろいろの均衡予算に基きますデイス・インフレの傾向は、或る意味の日本経済に対する荒療治でございまして、この荒療治が一応今年の上半期におきまして、最も痛むところを、時期を過ぎた、今後はこの手術の回復によつて経済が安定して行くというふうなふうに私は信じていたのでございますし、又そうなくてはならぬと思ふのであります。そういうふうに見て参りますと、来年度、今後の貨物の動きを要請いたします量というものは、これは全体的には減るということは考えられる。むしろ、多少増加して行くのではないか、こういうふうにか考へるべきであります。この点は下半期になりましてからの国鉄の貨物輸送の要請、在貨状況を見まして、相当上昇になつて来ておりますので、この傾向が続くのではないかと思ふのであります。そういう前提の下に立つて利用減を考へま

る、従つてこの運賃値上げの八割上げを御承認願ひまして、早速部外の極めて有能なる専門の方々にお願ひをいたしまして、十分調査研究して、そして最も合理的な新等級表を作りたいたしたい、向うそれまでつまり一月から三月までの間におきまして、木材その他の二、三物資につきまして、この貨物運賃の値上げによつて或る程度の打撃があることは事実であると思われよう、而も国民経済上欠くべからざる物資につきまして、何らかの措置を講じて、多少の運賃の値上げに對し意味の答弁があつたのであります。これを繰返して申上げてお答えにいたします。

午後六時十六分休憩
午後六時三十九分開会

○委員(横谷勲助) それでは引続き會議を開きます。質疑は全部終了いたしましたものと見なしまして、御異議ないものと認めまして、これより討論に入ります。先ず日本国有鉄道運賃改正法案を議題といたしまして、御意見のおありの方は順次御発言を願ひます。

○内村清次郎 私は日本社会党を代表いたしまして、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に對しまして、反対を表明するものであります。反対理由は第一は、国有鉄道及び海運事業は公共企業としての特性を持つものでありまして、運賃は物価政策の重要な基礎を持つものであることは論を俟たないところであります。よつて貨物運賃は十分に経済政策、物価との調整を考慮して決められなければならないのであります。勿論国鉄並びに海運の運賃は政府の説明によるまでもなく、運送原価よりも遙かに低廉でありまして、国鉄赤字の主たる原因はここにあることは認めるものであります。併しながら運賃は先程申しました物価政策の基礎でありますから、運賃値上の影響するところは又多大なものがあるものであります。故に輸送原価負担能力の外に、広く一國の経済政策から考慮せらるべきであることを強調せねばなりません。このたびの鉄道運賃入値上げが目下デフレ不況に傾んでおります国内産業と、民生に多大の打撃を與える点をよく考慮に入れなければなりません。即ち運賃値上は当然公定価格の値上りを伴ひまして、米価、ガス、電気料金その他公価の値上りに更に拍車を

するのにはやはり海運と、トラックの転移を考へるべきではないかと考へます。その海運と、トラックとの転移を貨率の比較によつて検討いたしました。まあ海運につきましては大宗物資であります石炭、鉄骨、鋼材、これは具体的調査をすることができるとはありますが、トラックにつきましては五六百の近距離貨物でございまして、極めて漠然たる推定、概算的の推定しかできません。両々相俟つて少くとも月二十万トン程度づつ、結局年間にいたしますと四百万トン内外の転換があるのではないかと、これは大体一億三千万トン、ベースと考えますときに、約三割に當る。かような推定をいたしておる次第でございます。

○委員(横谷勲助) それは君、さつき大臣の答弁はですね、この運賃法案が通過すれば直ちに民間の専門家を集めて、委員会を作つて、改正に着手する、こう言つておりました。

○政府委員(石井昭正) お言葉のようには旅客運賃の改正は今回は、本年度は財源的に不可能でございますので、明年度通行税が一部廃止される、その結果、通行税を財源とするということによりまして、これは鉄道の収入とは関係ないのでございまして、結局一般税収入の減少でございまして、旅客に對しましては実質上の運賃の値下げになるということになりますので、その財源によつて、運輸審議会で答申があらりました様に副つてやりました。併しながらこの財源の見通しが運輸審議会の答申と多少差がございまして、その辺は今後の研究によつてどう調整するかというところでございまして、大体只今御質問にありました方針でやつて参る予定でございまして、ただ一等が三等の三倍とおつしやいましたが、この運輸審議会の答申は四倍でございまして、

○委員(横谷勲助) よろしくございませう。外に御質疑がなければ、これにて質問は終了したとみなしてよろしうございませう。

○政府委員(石井昭正) その点につきましては、先程の委員会におきまして、前之園委員の御質問に大臣が御自分で御答弁になつてゐるのであります。その趣旨を要約してもう一遍申し上げますと、現在の貨物の等級につきましては、これはまあ大体において各品目の均衡を見て作つてあるのであるが、併しこれは何分にも戦争前から作つてゐるのであつて、今日の情勢では多少バランスを失つてゐるものもある

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それは前に質問したことがありますが、旅客運賃のことなんです。旅客運賃は四月一日から改

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

○委員(横谷勲助) それじやそういうことにいたしましたして、暫時休憩いたします。

ではないかと思ふのであります。そう
いう前提の下に立つて利用減を考へま

つては、今日の情勢では
多少バランスを失してゐるものもあ

たことなんですか、旅客運賃のことな
らうが、旅客運賃は四月一日から改

料金をその他公債の値上りに更に拍車を

掛けることは必然的なことでありま
す。一方給與ベースは改訂されず、倒
産に類してあります中小企業、労働
者大衆の生活の上に多大の影響を與え
ることは最も憂慮せねばならないこと
であります。それと同時にこの運賃
値上を公債値上りに吸収いたしまして
も、一般産業は目下デフレ不況の下に
ありまして、有効需要は更になく、致
命的な打撃を受けることは申すまでも
ないものであります。先般公債値上におき
まして、切々たるこの窮状を訴えら
れましたるにつきては、考へを及
ぼさなければならぬと思ひます。特
に全国二百二十五万の林業関係、木材
業を初めとしたしまして、鉱石、砂利、
パラス、亜炭、各農水産物関係等は、
広汎な一般産業は全く衰退の危機にす
ら追込まれておるのであります。この
ように一般産業に大きな打撃を與える
点におきまして、私は八割値上には反
對せざるを得ないのであります。

理由の第二点は、日本の経済の現状
から見まして、国鉄の独立採算はむし
ろ漸を追うて行くことが適切であると
信するものであります。即ち国鉄の経
理面から見まして、運賃値上は避けが
たいものといたしまして、一國経済
への打撃を軽減するためには、これを
漸進的に計画的に行なうべきでありま
して、特に今日の不況の下におきまし
ては、運賃値上が却つて国鉄の利用減
となりまして、先の旅客運賃六割の値
上の際におきましたることく、収入不
足の事態さ予想せられるのでありま
す。

以上述べました主要な理由により
まして、日本経済の安定、平常化と脱
み合せまして、計画的、漸進的な値上

を主張するものであります。以上の理
由を以ちまして、反對理由に代える次
第でございます。

○委員長(板谷勲助) 外に御意見は
ございませんか。

○鈴木清一 私もこの運賃値上法案
に對しましては反對する一人でありま
す。理由をいたしましては、ただ簡單
に申上げますれば、先ず第一に申上げ
たいのは、今までも同じように、この
ような重要な法案、而もこの法案は御
承知のようにこの前の六月の運賃値上
のときに貨物運賃を値上げするといふ
一つの計画があつた筈であります。御
承知のようにその後七月、八月又今月
までの間に幾度かすでに計画はされて
あつた筈であります。關係當局ともそ
の点については十分詰合はつきつあ
つたと想定できるにも拘わらず、御承
知のように、会期切迫のときに審議期
間というものををろくに與へずに、この
問題を審議しようとする、このような
行き方を今までも常日頃政府が取つてお
るというところに私が先ず反對しなけ
ればならぬ。なぜならば、こうした
ようなことを我々参議院といたしまし
て、今まで認めておつて来たために、
過日の定員法におけるところのような
状態が起きたといふことも考慮に入る
わけでありまして、どうか今後政府とし
てはこうしたやり方を絶対に避けて貰
いたい。そして又参議院の委員諸君
においても、こうした点につきまして
は、そうした政府に反省を與えるだけ
の意見も開陳され、又態度も示して頂
きたい。こういうことを私は委員諸氏
にもお願いしたいのであります。これ
が先ず反對理由の第一であります。こ
れ二つをいたしまして御承知のように、

公共企業体の運営は、最近に移行され
たと雖も、まだその後何らこれを合
理化すれば八十億程度の財源につきま
しては、出るというこの目算も立つ
わけでありまして、然るに拘わらず、こ
れを民主的な合理化の方には何ら考慮
を拂わずにいたしまして、いつも収入に
赤字が出れば、それを直ぐ大衆に転嫁
する。或いは転嫁するといふような方
針をとつて来ておるようであります。
その点を今後避けて貰いたい。それと
もう一つは、今運賃を上げるについて
は、なぜ反對しなければならぬか。
先般内村委員からも言われましたよう
に、御承知のように、当局が三割の利
用減を認めてゐる。これの推定をとな
つてゐる。その利用減を認めるというこ
と、このことは、すでにデイスインフ
レを叫んでゐる政府の政策が、デフレ
にならざるを得ないといふことの見込
からこうしたことをやつてゐると思
ふのであります。それにも拘わらず、施
政方針の演説等においては、デイスイ
ンフレを盛んに叫びながら、こうした
運賃値上げを、上げるときには、尙政
府はどうしても利用減を起さざるを得
ないだらうという推定の下に立つて、
赤字をここに算定するといふような行
き方に対して、私は反省して貰いた
い。このような点を以て先ず反對の第
二とするわけでありまして、

それ第三といたしましては、御承
知のように、いろいろの当局から示さ
れてありますところの資料によりまし
ては、資料の表面で見るときにおきま
しては、たしかに今後の推定、物価に
影響するところの状況は、輕く見積ら
れてゐるようでありまして、インフレ
時代の時の物価の影響と、デフレにな

りましたときの影響の型とは、全部、
型そのものが違つて来るわけでありま
す。仮に例えて言うならば、曾ての旅
客運賃を改正した十一年に比較して、
あのときに今日の二・三割の物価に對
する影響であつたといわれてゐるにも
拘わらず、今回四・一割を出してやら
れる。併しながらこれが二・三割を出
したときの社会情勢と、それから今日
の情勢とは全然比較にならない。ただ
運輸自体のみを考へて言うならば、そ
のパーセンテージ自体は適正と、正当
といへるも知れないが、物価のいろ
ろの面において影響するその運賃を今
日考慮するに當りまして、当時の情勢
と今日の情勢とを何ら考慮に入れず
に、運賃を算定してゐる。これをパー
センテージがこの程度であるといふよ
うなことを言われておることにおいて
も、我々は納得できないのであります。
いろいろまだ反對の理由も、機微に
亘つてございまして、いずれそれは本
會議でよく申上げることといたしまし
て、以上の点について、私は先ず反對
の理由をいたしまして、この運賃値上
げに對しては、海陸運輸共に運賃値上
に對しまして反對を表明するものであ
ります。

○飯田精太郎 私は緑風会を代表し
まして本法案に賛成をするものであり
ます。貨物運賃の値上につきましては
は、去る五月の旅客運賃値上の際に我
らはむしろ原価を半分以上上割つてゐる
貨物運賃の値上の方を先にすべきだと
いうように主張して来たのであります
が、いろいろ物価に影響するとか何
とかいふ事情で旅客運賃の値上を実施
されましたが、その後経済事情その他
の变化につれて、今回貨物運賃を
値上げせざるを得なくなつたといふこ
とは誠に遺憾であります。この貨物運
賃の値上が一般大衆に對して非常な重
大な影響のあるといふことを考へます
と、できればこの値上案と同時に貨
物等級表の是正を出して貰いたかつた
のであります。インフレにより物価が
非常に不均衡に騰貴してあります。現
在の貨物運賃等級表といふものは、現
状から非常にかけ離れた不適当なもの
になつておりました。今回この八割の
値上によりまして、事業によつては成
り立たなくなるものが相当あるように
思われるのであります。従ひまして我
我としてはこの案に、国鉄の独立採算
制の点から、又國の予算の收支の關係
から止むを得ず賛成するのであります
が、一般の影響に對してはできるだけ公
平な負担をするように、この貨物運
賃等級表を速かに改正して貰いたい
といふことを強く希望するのでありま
す。次のような要求事項を附して本案
に賛成したいと思ふのであります。要
求事項をいたしまして、一、日本国
有鉄道貨物運賃等級表は貨物運賃改正
に當り併せて檢討するを適當と認むる
ので、政府は昭和二十五年四月一日よ
り新貨物運賃等級表による貨物運賃を
実施し得るよう、速かに各方面の専門
家を以て構成する審議會を設け貨物運
賃等級表の調整をなすよう措置を講ず
ること。二、日本国有鉄道貨物運賃の
改正により木材、原木、その他著しく
影響のあるものについて、政府は昭和
二十五年一月一日より前項新等級表の
実施せらるるまでの期間その影響を緩
和し得る暫定的措置を講ずること。こ
の要求事項を附して賛成いたします。

○前之議案一覽書 私は民主党を代表いたしまして本法律案に賛成するものであります。但し只今線風会の飯田先生から要求事項を附して賛成するといふ御発言がありました。私も同様であります。重ねて申し上げますが、同様の要求事項を附して賛成するものであります。御承知を願ひたいのであります。尚第二項にありますが木材、原木等、その他影響の著しいものについては、運輸大臣が私の質問に対して、一月一日から適當なる措置を講ずる、という御答弁を信用いたしまして、確實に適當な措置を講ぜられるものといふことを確信して賛成するものであります。以上。

○加藤常太郎君 国有鉄道運賃法の一部改正する法律案に対しては、民主自由党を代表いたしまして賛成の意を表したいと思ひます。簡単に賛成の理由を申し上げますと、この法律案を実施する場合は、今各委員から述べられた通り確かに現在の日本の経済状態から見て、我が国の物価に及ぼす影響は大なるものがあり、又国民一般の経済力負担の過重という点も確かにあると思ひますが、一方鉄道の独立採算制並びに鉄道の收支均衡を図る点から見まして、現在の日本国有鉄道の経営状態から見て、万止むを得ざる措置と察せられます。万一の法律案を実施しなければ日本国有鉄道が破綻に瀕し、延いては日本の産業の崩壊ともなりますので、止むを得ずこの法律案に對しまして我が党といたしましては、現在のこの法律案に賛成の意を表する次第であります。今線風会並びに民主各委員からの附帶事項に對

しましては、我が党も同様の希望を運輸大臣に對しまして希望いたします。○委員長(板谷順助君) 外に御意見はありませんか。御意見がなければ討論は終局したものとみなします。採決に入るに先立ちまして委員長として大臣に答弁を要求いたしますが、只今賛成の諸君は要求事項を附しての賛成であります。これに對して大臣から御答弁を願ひたい。

○國務大臣(大屋實三君) 要求事項の趣旨を了承いたしました。○委員長(板谷順助君) これより採決に入ります。日本国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案を原案通り賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員長(板谷順助君) 多数。可決すべきものと決定いたしました。尙委員長の口頭報告の内容につきましては、慣例によりまして委員長に御一任願うこととして御異議ありませんか。○委員長(板谷順助君) 御異議ないと認めます。それから本案を可とされた方の御署名を願ひます。

多数意見者署名
飯田精太郎 加藤常太郎
高田 寛 早川 慎一
大隅 憲二 前之國喜一郎
村上 義一

○委員長(板谷順助君) 尙この際委員長として一言御挨拶を申し上げますが、本案のごとき重要な法案に對しまして、各位が長い間御審議下さいましたその御苦勞に對して深く感謝をいたします。尙明日午前十時よりいろ／＼案が編

漢しておりますから委員会を開会いたしたいと思ひます。どうぞ御承知置きを願ひます。本日はこれにて散会いたします。午後六時五十九分散会
出席者は左の通り。

委員 板谷 順助君
小泉 秀吉君
飯田精太郎君
内村 精次君
大隅 憲二君
加藤常太郎君
入交 太蔵君
前之國喜一郎君
小野 哲君
高田 寛君
早川 慎一君
村上 義一君
鈴木 清一君

衆議院議員
榎光事業振興方策
樹立特別委員長
國務大臣
運輸大臣 大屋 實三君
國務大臣 本多 市郎君

政府委員
運輸事務官 荒木茂久二君
(大臣官房長)
運輸事務官(大臣官房長) 間嶋大治郎君
官房長(大臣官房長) 足羽 則之君
運輸事務官(鉄道監督局長) 石井 昭正君
運輸事務官(鉄道監督局長)

十一月二十九日本委員会に左の事件を付託された
一、國際觀光ホテル整備法案(衆)

國際觀光ホテル整備法案

國際觀光ホテル整備法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、ホテルその他の外客宿泊施設の整備を図り、外客接待の充実に資することを目的とする。

(ホテル及びホテル業の定義)
第二條 この法律で「ホテル」とは、外客の宿泊に適用するように、洋式の構造及び設備をもつて、造られた施設をいう。

第三條 この法律で「ホテル」業とは、ホテルにより人を宿泊及び飲食させる營業をいう。

(登録)
第四條 ホテル業を営んでいる者又は営業もつとする者は、ホテルごとに、主務大臣の登録を受けることができる。

(登録義務)
第五條 主務大臣は、前條の登録の申請があつたときは、左の場合を除いて登録をしなければならぬ。

一 当該ホテルの施設が別表第一に掲げる基準に適合しないものであるとき。

二 申請者が禁煙施設若しくは準禁煙施設又は破産の宣告を受け復権を得ない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その法人の役員に前号に掲げる事由のあるとき。

四 申請者の資力信用が不十分なため、ホテル業の確實な経営が著しく困難であると認められるとき。

申請者が第十一條の規定により

登録の取消を受けた者でその取消の日から一年を経過しないものであるときは、主務大臣は、前條の登録をしないことができる。

(登録ホテル等の名称)
第五條 第三條の登録を受けたホテル業(以下「登録ホテル」業という)を営む者でなければ「登録ホテル」又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(料金の公示)
第六條 登録ホテル業を営む者は、省令の定めるところにより、その收受する料金を公示しなければならない。

(家屋税の減額)
第七條 登録ホテル業の用に供する建物であつてこの法律施行後ホテル業の用に供するために建築されたものについては、当該建物によるホテル業開始の年及びその翌年から五年間は、家屋税及び家屋税附加税(以下「家屋税」と総称する)をそれぞれ二分の一に減額する。但し、ホテル業開始の後登録を受けた場合には、その軽減期間内において、当該登録を受けた年から減額する。

前項の規定は、ホテル業の譲受又はホテル業を営む会社の合併により取得した建物については、適用しない。但し、前項の家屋税の軽減期間の残存する場合において、その残存期間内に限り、同項の規定による家屋税の減額をする。

第一項の規定は、ホテル業又は登録ホテル業を営む者が、登録ホテル業の用に供するために、当該

ホテルに改築又は増築をした部分
務大臣は、当該ホテルについて登
のとみなす。
る。
一 ホテル業に關し學識経験のあ

を表する次第であります。今録風会並
びに民主党各委員からの附帯事項に対
ます。
尙明日午前十時よりいろ／＼案が幅

一、国産絹光ホテル整備法案(案)

2 申請者が第十一條の規定により
とき。

登録ホテル業を営む者が、登録ホ
テル業の用に供するために、当該

ホテルに改築又は増築をした部分
に關し、準用する。この場合にお
いて、同項中「当該建物によるホ
テル業開始の年」とあるのは「当該
改築又は増築した部分によるホテ
ル業開始の年」と読み替へるもの
とする。

4 第一項から前項までの場合にお
いて、家屋税の減額に關し必要な
手続については、條例で定める。

(固定資産の耐用年数)
第八條 法人税の課税標準に關する
登録ホテル業用の固定資産の耐用
年数は、別表第二の通りとする。

(認可の條件)
第九條 主務大臣は、第一條に規定
する目的を達成するため必要があ
ると認めるときは、認可に條件を
附け、又これを變更することができ
る。

(施設及び経営の改善の勧告並び
に資金のあつ旋)
第十條 主務大臣は、第一條に規定
する目的を達成するため必要があ
ると認めるときは、登録ホテル業
を営む者に対し、施設又は経営の
改善に關し勧告することができ
る。

2 主務大臣は、前項の規定による
勧告をした場合において、必要が
あると認めるときは、当該登録ホ
テル業を営む者に対し、施設又は
経営の改善に要する資金をあつ旋
するものとする。

(登録の取消)
第十一條 登録ホテル業を営み、又
は営もうとする者が、左の各一の
一に該当する場合においては、主

務大臣は、当該ホテルについて登
録を取り消すことができる。
一 この法律、この法律に基く命
令又は第九條の規定により認可
に附けた條件に違反したとき。
二 第三條の登録を受けた者が、
正当の理由がないのに、登録後
六箇月以内に営業を開始しない
とき。

三 第四條第一項各号の一(第十
二條第二項において準用する場
合を含む)の場合に該当するに
至つたとき。

第十二條 登録ホテル業の全部若し
くは一部の譲渡、賃貸若しくはそ
の経営の委任又は登録ホテル業を
営む会社の合併をする場合におい
て、これらの行為について主務大
臣の認可を受けなかつたときは、
登録の取消があつたものとみな
す。

2 前項の認可については、第四條
(登録ホテル業の全部の譲渡、賃
貸若しくはその経営の委任又は登
録ホテル業を営む会社の合併の場
合)には、同條第一項第二号を除
く。の規定を準用する。この場合
において、同條中「前項の登録」と
あるのは「前項の認可」と、「登録
をしなければならぬ」とあるのは
「認可をしなければならぬ」と
読み替へるものとする。

第十三條 左の各号の一に該当する
場合を除いて、主務大臣の認可を
受けないで、登録ホテル業を営む
者がその事業の全部若しくは一部
の廃止若しくは休止をし、又は登
録ホテル業を営む会社が解散した
場合には、登録の取消があつたも
のとみなす。

第十四條 主務大臣は、第十一條の
規定による登録の取消があつたと
き、又は前二條の規定により登録
の取消があつたものとみなされた
ときは、第七條及び第八條の規定
は適用がなかつたものとみなすこ
とができる。但し、特にやうじよ
すべき事情があると認める場合に
は、この限りでない。

2 前項の規定により第七條及び第
八條の規定の適用がなかつたもの
とみなされた場合においては、家
屋税又は法人税を追徴する。
3 前二項の規定の施行に關し必要
な事項は、法人税に關しては政令
で、家屋税に關しては條例で定め
る。

(登録ホテル業の相続)
第十五條 登録ホテル業を営む者が
死亡した場合においては、その相
続人は、被相続人の死亡の日から
一箇月以内に、相続によつて被相
続人の営んでいた登録ホテル業を
承継した旨を主務大臣に届け出な
ければならぬ。

(報告)
第十六條 主務大臣は、登録ホテル
業の用に供されている施設の状態
に變更があつたとき、その他必要
があると認めるときは、当該登録
ホテル業を営む者その他の関係者
から、報告を求めることができる。

第十七條 この法律の適正な運用を
図るため、運輸省にホテル審議会
(以下「審議会」といふ)を置く。
第十八條 主務大臣は、左に掲げる
事項について必要な措置をしよう
とするときは、審議会にはからな
なければならない。但し、第四條第
一項第二号又は第三号(第十二條
第二項において準用する場合を含
む)の場合に該当することを理由
として、登録若しくは認可をせ
ず、又は登録の取消をしようとし
るときは、審議会にはかゝることを
要しない。

一 この法律の規定による登録又
は認可
二 第十一條(第二十八條におい
て準用する場合を含む)の規定
による登録の取消
三 第十四條第一項(第二十八條
において準用する場合を含む)の
規定による処分
四 前三号に掲げる処分に關する
訴訟の裁決

2 前項各号に掲げる事項のうち審
議会が輕微なものと認めるものに
ついては、主務大臣は、審議会に
はからないで、これを行うことが
できる。

3 審議会は、ホテル業及び旅館業
の振興に關し、関係行政庁に建議
をすることができる。
第十九條 審議会は、委員十人をも
つて組織する。

第二十條 審議会の委員は、左に掲
げる者につき、主務大臣が任命す
る。

一 ホテル業に關し字體経験のあ
る者 四人
二 観光事業機關を代表すると認
められる者 三人
三 運輸省、厚生省及び建設省の
官吏 各一人
第二十一條 前條第一号及び第二号
に掲げる審議会の委員の任期は、
三年とする。但し、補欠委員の任
期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができ
る。

3 前條第一号及び第二号に掲げる
委員であつて審議会の設置後最初
に任命される者の任期は、任命の
際において主務大臣の定めるとこ
ろにより、任命の日から、二人に
ついては一年、二人については二
年、三人については三年とする。

4 委員は、非常勤とする。
第二十二條 主務大臣は、審議会の
委員が心身の故障のため職務をと
ることができず、又はその職務を
怠り、若しくはその職務に關し不
正の行為をしたと認められる場合
においては、審議会の同意を得
て、これを解任することができ
る。

第二十三條 審議会に会長を置き、
委員の互選により選任する。
2 会長は、会務を總理する。
3 審議会は、あらかじめ、委員の
うちから、会長に事故がある場合
に会長の職務を代行する者を定め
ておかなければならない。

第二十四條 主務大臣は、この法律
の規定による登録又は認可の申請
があつたときは、遅滞なく、第十
八條第一項及び第二項の規定によ

る。

第二十三條 審議会に会長を置き、
委員の互選により選任する。
2 会長は、会務を總理する。
3 審議会は、あらかじめ、委員の
うちから、会長に事故がある場合
に会長の職務を代行する者を定め
ておかなければならない。

第二十四條 主務大臣は、この法律
の規定による登録又は認可の申請
があつたときは、遅滞なく、第十
八條第一項及び第二項の規定によ

る。

第二十三條 審議会に会長を置き、
委員の互選により選任する。
2 会長は、会務を總理する。
3 審議会は、あらかじめ、委員の
うちから、会長に事故がある場合
に会長の職務を代行する者を定め
ておかなければならない。

り、審議会にはからなければなら
ない。

2 審議会は、前項の規定により意
見を聞かれた事項について、意見
を聞かれた日から七日以内に審議
を開始し、六十日以内にその意見
を決定しなければならない。

2 審議会は、委員の過半
数の出席がなければ、議事を開き、
議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半
数をもって決する、可否同数のと
きは、会長の決するところによ
る。

3 特定の事業につき特別の利害関
係を有する委員は、審議会の議決
があつたときは、当該事業に係る
議決に参加することができない。

第二十六條 審議会は、第十一條
(第二十八條)において準用する場
合を含む)の規定による登録の取
消又は第十四條第一項(第二十八
條)において準用する場合を含む)の
規定による処分に関し意見を決
定しようとするときは、当該登録
ホテル業を営み、又は営もうとす
る者に対し、あらかじめ、期日及
び場所を通知して、公開による聴
聞をしなければならない。当該登
録ホテル業を営み、若しくは営
もうとする者又はその代理人は、公
開による聴聞の場所において、審
議会に対し、意見を述べ、又は証
拠を提出することができる。

第二十七條 この法律に規定するも
のの外、審議会に関し必要な事項
は、省令で定める。

(登録旅館業)
第二十八條 外客の宿泊に適用するよ

うに造られた施設であつてホテル
以外のもの(以下「旅館」といふ。)
に關しては、第二條第二項(ホテ
ル業の定義)、第三條(登録)、第
四條第一項第一号及び第二項登
録義務)、第五條(登録ホテル等
の名称)、第六條(登録料金の公示)、
第八條から第十一條まで(固定資
産の耐用年数、認可の條件、施設
及び経営の改善の勧告並びに資金
のあつた、登録の取消)、第十四
條(税の追徴)及び第十六條(報告)
の規定を準用する。この場合にお
いて「ホテル」とあるのは「旅館
業」と、「登録ホテル業」とあるの
は「登録旅館業」と、「登録ホテル」
とあるのは「登録旅館」と、第四條
第一項第一号中「別表第一」とある
のは「別表第三」と、第十一條第三
号中「第四條第一項各号の二」(第十
二條第二項)において準用する場合
を含む)とあるのは「第四條第一
項第一号」と読み替へるものとす
る。

(権限の委任)
第二十九條 この法律に規定する主
務大臣の権限の一部は、政令の定
めるところにより、行政庁に委任
することができる。

(訴訟)
第三十條 この法律により行政庁の
した処分不服のある者は、主務
大臣に訴願することができる。

(罰則)
第三十一條 第五條第二十八條に
おいて準用する場合を含む)の規
定に違反した者は、三万円以下の
罰金に処する。

第三十二條 左の各号の一に該当す
る者は、一万円以下の罰金又は科
料に処する。

一 第六條(第二十八條)において
準用する場合を含む)の規定に
よる公示をせず、又は虚偽の公
示をした者
二 第九條(第二十八條)において
準用する場合を含む)の規定に
よる附けた條件に違反した者
三 第十五條の規定による届出を
せず、又は虚偽の届出をした者
四 第十六條(第二十八條)におい
て準用する場合を含む)の規定
による報告をせず、又は虚偽の
報告をした者

第三十三條 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務に關し前二條の違反行為をした
ときは、行為者を罰する外、その
法人又は人に対しても、各本條の
罰金刑又は科料刑を科する。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 運輸省設置法(昭和二十四年法
律第五十七号)の一部を次のよ
うに改正する。
第三十八條中「建設技術審議会の
項の次に次の一項を加える。
ホテル審議会」(國際観光ホテ
ル整備法(昭
和 年法律第 号)に定
めるホテルその他の外客宿泊施
設の整備に關する重要事項を調
査審議すること。
別表第一
一 洋式の構造及び設備をもつて

造られた客室(以下「洋式客室」
といふ)の数が、東京都の区
のある区域並びに京都市、大阪市、
横浜市、神戸市及び名古屋市に
おいては、三十室以上で、且つ、
客室總数の二分の一以上、その
他の地においては、十五室以上
で、且つ、客室總数の三分の一
以上であること。

二 客その他の関係者が、営業時
間中、自由に出入することので
きる玄関広間があること。

三 客に應接し、及び宿泊者名簿
に記入する等の用に供される玄
関広間があること。

四 洋式客室は、次の條件をみた
すものであること。
イ 床面積が十三平方メートル
以上であること。
ロ 冷暖温水設備及び寝台を備
え、且つ、その入口は、かぎ
をかけることのできるもので
あること。

ハ 卓上電話又は呼鈴があるこ
と。

ニ 換気設備があること。
五 使用するたぐいことに用水を取
り替える洋式浴室があり、その
入口には、かぎをかけること
のできるものであること。
六 食堂があること。
七 客室がある階ごとに、二以上
の避難に有効な階段その他の設
備があること。但し、その階段
が三階以上にある客室から連絡
するものである場合は、その適
当な箇所に階梯がなければなら
ない。

八 各非常口の見易い所に、電気

照明を施した出口標示があるこ
と。但し、その出口標示は、適
当な大きさの文字でなければな
らない。

九 各階ごとに、床面積百八十平
方メートルにつき、少くとも一
合の消火器の備付があること。
十 階段裏の空間は、可燃物の置
場又は倉庫として使用しないこ
と。
十一 暖房の設備があること。但
し、夏期に限り営業をするもの
については、この限りでない。
十二 開口部には、防虫用の金網
が張つてあること。
十三 便所は水洗式であり、且つ、
座便式のものがあり、共同用の
ものは、男女に区別して設けら
れてあること。

別表第二
建 物
イ 鉄骨鉄筋コンクリ
ート造、鉄筋コン
クリート造又は鉄
骨造(鉄骨れんが
造及び鉄骨石造を
含む)。
ロ れんが造又は石造
ハ 木造(木骨れんが
造及び木骨造家
を含む)。
イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

四十年
三十年
十五年
十五年
十二年
六年

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 主として金網製の
もの。
ロ その他
構 築 物

イ 木造 ロ その他	十年 三十年	板張とし、脱衣室は、かきをか けることのできるものであるこ と。		
工具、器具及び備品 イ 工具	八年			
ロ 器具及び備品	十年			
1 主として金属製 のもの	五年			
2 その他				
別表第三				
一 環境、建築、外観及び庭園が 優秀で、外客を喜ばせるに足る ものであること。				
二 外客の宿泊に適する客室（以 下「客室」という。）の数が、東京 都の区のある区域並びに京都 市、大阪市、横浜市、神戸市及 び名古屋市においては十室以 上、その他の地においては五室 以上であること。				
三 客室は、次の条件をみたすも のであること。				
イ 設備、調度品等が、日本趣 味豊かなものであつて、外客 を喜ばせるに足るものである こと。				
ロ いす及びテーブルの備付が あること。				
ハ 入口は、かきをかけること のできるものであること。				
ニ 隣室との間を壁仕切とし、 次の間又は階込があること。				
ホ 開口部には、防虫用の金網 が張つてあること。				
ヘ 卓上電話又は呼鈴があるこ と。				
ト 換気設備があること。				
チ 適当な採暖設備があつてこ と。				
四、浴室は、タイル張又は上				

昭和二十四年十二月十二日印刷

昭和二十四年十二月十三日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所